

安来市高圧ガス保安法 許認可等申請手続きの手引き

安来市消防本部

(令和2年4月1日制定)

(令和3年4月1日改訂)

(令和4年4月1日改訂)

(令和8年4月1日改訂)

目 次

		頁
第 1 章	総則	
第 1	はじめに	3
第 2	用語	3 ~ 5
第 3	許認可申請書等	6 ~ 7
第 4	許認可等手続きの注意事項	8
別表	高圧ガス申請に係る手数料一覧	9 ~ 12
第 2 章	高圧ガスの製造について	
第 1	高圧ガス製造者の区分	1 3
第 2	処理能力及び冷凍能力	1 3 ~ 1 4
第 3	第一種製造者及び第二種製造者に対する規制	1 4 ~ 1 5
第 4	製造及び変更許可申請等について（第一種製造者）	1 6 ~ 2 1
第 5	申請書類の記載方法	2 1 ~ 2 3
第 6	製造事業届等の提出について（第二種製造者）	2 3 ~ 2 6
第 7	移設転用設備の取扱いについて	2 6 ~ 2 7
第 8	危害予防規程の届出について	2 7
第 9	保安教育計画について	2 7 ~ 2 8
第 1 0	保安統括者等の届出について	2 8 ~ 3 2
第 1 1	高圧ガス製造開始（廃止）について	3 2
第 1 2	製造施設の休止について	3 3 ~ 3 4
第 1 3	処理能力の変更について	3 4
第 3 章	高圧ガス製造事業所の保安検査及び開放検査について	
第 1	保安検査申請等について	3 5
第 2	保安検査の実施について	3 5 ~ 3 6
第 3	保安検査時の保安対策について	3 6
第 4 章	高圧ガスの貯蔵について	
第 1	高圧ガスの貯蔵	3 7
第 2	第一種貯蔵所の許可について	3 8 ~ 4 0
第 3	第二種貯蔵所設置届について	4 0 ~ 4 1
第 4	貯蔵する高圧ガスの種類の変更について	4 1
第 5	貯蔵能力の変更について	4 1
第 6	高圧ガス貯蔵の廃止について	4 1
第 5 章	高圧ガスの輸入について	
第 1	輸入検査申請等について	4 2
第 2	申請書類の記載方法	4 2 ~ 4 3
第 3	添付書類等の記載要領	4 3 ~ 4 4

第 4	検査除外	4 4
第 6 章	高圧ガスの消費について	
第 1	特定高圧ガス消費届について	4 5 ~ 4 6
第 2	特定高圧ガス取扱主任者の選任	4 6
第 3	定期自主検査および保安教育について	4 6 ~ 4 7
第 4	特定高圧ガス消費の廃止について	4 7
第 7 章	その他の手続きについて	
第 1	事業の承継について	4 8
第 2	氏名等の変更届について	4 9
第 3	委任状の取扱いについて	4 9
第 8 章	高圧ガス販売事業について	
第 1	高圧ガス販売事業の手続きの流れ	5 0
第 2	販売事業の届出	5 0 ~ 5 1
第 3	その他の届出	5 1
第 4	高圧ガスの引渡先の保安状況を 明記する台帳について	5 2
第 5	周知について	5 2 ~ 5 3
第 9 章	高圧ガスの事故について	
第 1	高圧ガスに係る事故等	5 4
第 2	高圧ガス事故届	5 4
第 3	事故状況報告書の作成要領	5 5
別添資料		
	高圧ガス保安法に基づく軽微な変更工事等の取扱いについて	
第 1	軽微な変更の工事	5 6 ~ 5 9
第 2	許可及び届出不要な工事	5 9
別記様式 1	液化酸素製造明細書（在宅医療に限る）	
別記様式 2	高圧ガス製造施設開放検査受検届書	
別記様式 3	開放検査計画書	
別記様式 4	保安検査事前検査結果報告書	
別記様式 5	開放検査結果報告書	
別記様式 6	高圧ガス販売計画書（一般）	
別記様式 7	高圧ガス販売計画書（液石）	
別記様式 8	高圧ガス販売計画書（冷凍）	
	高圧ガス販売計画書の附属明細書（可燃性・毒性・酸素）	
	高圧ガス販売計画書の附属明細書（不活性ガス・空気）	
	高圧ガス販売計画書の附属明細書（液石）	

第1章 総則

第1 はじめに

この手引きは、高圧ガス保安法、高圧ガス保安法施行令及び容器保安規則、冷凍保安規則、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則並びに安来市高圧ガス保安法施行細則に規定するもののうちから抜粋し、これに安来市の指導上の基準を加えて記載したものである。

第2 用語

1 法令名等の略称

- (1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）は、以下「法」という。
- (2) 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）は、以下「政令」という。
- (3) 容器保安規則（昭和41年通産産業省令第50号）は、以下「容器則」という。
- (4) 冷凍保安規則（昭和41年通産産業省令第51号）は、以下「冷凍則」という。
- (5) 液化石油ガス保安規則（昭和41年通産産業省令第52号）は、以下「液石則」という。
- (6) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通産産業省令第53号）は、以下「一般則」という。
- (7) 冷凍則、液石則、一般則をまとめて「省令」という。
- (8) 安来市高圧ガス保安法施行細則（令和2年安来市告示第4号）は、以下「細則」という。
- (9) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）は、以下「LP法」という。
- (10) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通産産業省令第11号）は、以下「LP則」という。

2 高圧ガス保安法各規則の用語の定義の例

(1) 製造

ガスを圧縮、液化その他の方法により高圧ガスの状態にすることをいう。

ア 圧力変化による製造

高圧ガスでないガスを高圧ガスにする。（圧縮等）

高圧ガスをさらに昇圧して高圧ガスにする。（圧縮、液送等）

高圧ガスを圧力の低い高圧ガスにする。（減圧）

イ 状態変化による製造

気体を変化させて高圧ガスにする。（液化）

液化ガスを気化させて高圧ガスにする。（蒸発）

ウ その他の製造

容器への充てん（移充てんを含む）

液面加圧（CE等）

ただし、高圧ガスを蓄圧せず、火薬類を消費することによって高圧ガスを瞬間的に生成することは、高圧ガスの製造には該当しない。

また、樹脂、ゴム及び金属の内部に高圧ガスを一時的に留めて、成型又は加工に用いる金属等へ当該ガスを充填することは、高圧ガスの製造には該当しない。（H28.11.1 通達改正）

(2) 貯蔵

一定場所に一定量（0.15m³）を超えて高圧ガスを滞留させることをいう。タンクローリー等を長時間（概ね2時間以上）停車させておくことは、「貯蔵」とみなすものであること。（基本通達）

「貯蔵」には、容器によるもの、貯槽によるもののほか冷凍設備内（製造の用に供されていないもの）のものも含まれる。

(3) 消費

高圧ガスを燃焼、反応、溶解等により廃棄以外の目的で高圧ガスから高圧ガスでない状態にすること及び当該ガスを使用することをいう。

(4) 第一種ガス

ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気をいう。

(5) 可燃性ガス

アルリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロロメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであって次のア又はイに該当するもの（フルオロカーボンであって経済産業大臣が定めるものを除く。）をいう。

ア 爆発限界の下限が10%以下のもの

イ 爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの

(6) 毒性ガス

アクリロニトリル、アクロレイン、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、クロルメチル、クロロプレン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸化エチレン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジエチルアミン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ふつ素、ブロムメチル、ベンゼン、ホスゲン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、硫化水素及びその他のガスであって毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物をいう。

(7) 不活性ガス

ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）をいう。

(8) 特定不活性ガス

不活性ガスのうち、フルオロカーボンであって、温度60℃、圧力0Paにおいて着火したときに火炎伝ばを発生させるもの

(9) 特殊高圧ガス

モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシランをいう。

(10) 液化ガス（R7.11.11 通達改正）

ア 大気圧下における沸点（当該液体が純物質か混合物かであるかにかかわらず、当該液体の飽和蒸気圧（以下単に「蒸気圧」という。）が大気圧と等しくなる温度をいう。次のイにおいて同じ。）が40℃以下のもの。

イ 大気圧下における沸点が40℃を超える液体が、その沸点以上且つ1MPa以上の状態にある場合のもの。

(11) 低温貯槽（R3.3.29 通達改正）

大気における沸点が0度以下のガスを温度0度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力が0.1MPa以下の液体の状態での貯蔵するための貯槽

をいう。

(12) コールド・エバポレータ (CE) (R3.3.29 通達改正)

液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された蒸発器（送ガス・加圧）により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備をいう。

第3 許認可申請書等

様式名称	一般則	液石則	冷凍則	細則
高圧ガス製造許可申請書	様式第1	様式第1	様式第1	
高圧ガス製造施設等変更許可申請書	様式第4	様式第4	様式第4	
高圧ガス製造事業届書	様式第2	様式第2		
高圧ガス製造届書			様式第2	
高圧ガス製造施設軽微変更届書	様式第5	様式第5	様式第5	
高圧ガス製造施設等変更届書	様式第6	様式第6	様式第6	
許可申請取下届出書				様式第5号
第一種貯蔵所設置許可申請書	様式第7	様式第7		
第一種貯蔵所位置等変更許可申請書	様式第10	様式第10		
第二種貯蔵所設置届書	様式第9	様式第9		
第一種貯蔵所軽微変更届書	様式第11	様式第11		
第二種貯蔵所位置等変更届書	様式第12	様式第12		
製造施設完成検査申請書	様式第13	様式第13	様式第7	
第一種貯蔵所完成検査申請書	様式第14	様式第14		
高圧ガス保安協会完成検査受検届書	様式第17	様式第17	様式第9	
指定完成検査機関完成検査受検届書	様式第18	様式第18	様式第10	
完成検査結果報告書	様式第19	様式第19	様式第11	
			様式第12	
完成検査記録届書	様式第54	様式第53	様式第39	
高圧ガス販売事業届書	様式第21	様式第21	様式第13	
販売に係る高圧ガスの種類変更届書	様式第22		様式第14	
輸入検査申請書	様式第27	様式第26	様式第18	
特定高圧ガス消費届書	様式第29	様式第28		
特定高圧ガス消費施設等変更届書	様式第30	様式第29		
高圧ガス製造開始届書（第一種製造者）	様式第23	様式第22	様式第15	
高圧ガス製造廃止届書	様式第24	様式第23	様式第16	
貯蔵所廃止届書	様式第25	様式第24		
高圧ガス販売事業廃止届書	様式第26	様式第25	様式第17	
特定高圧ガス消費廃止届書	様式第31	様式第30		
第一種製造事業承継届書	様式第3	様式第3	様式第3	
第二種製造事業承継届書	様式第3の2	様式第3の2	様式第3の2	
特定高圧ガス消費者承継届書	様式第29の2	様式第28の2		
第一種貯蔵所承継届書	様式第8	様式第8		

様式名称	一般則	液石則	冷凍則	細則
高圧ガス販売事業承継届書	様式第21の2	様式第21の2	様式第13の2	
危害予防規程届書	様式第32	様式第31		
高圧ガス保安統括者届書	様式第33	様式第32		
高圧ガス保安技術管理者等届書	様式第33の2	様式32の2		
高圧ガス保安主任者等届書	様式第34	様式第33		
冷凍保安責任者届書			様式第21	
高圧ガス販売主任者届書	様式第35	様式第34		
特定高圧ガス取扱主任者届書	様式第36	様式第35		
高圧ガス保安統括者代理者届書	様式第37	様式第36		
冷凍保安責任者代理者届書			様式第22	
保安検査申請書	様式第38	様式第37	様式第23	
高圧ガス保安協会保安検査受検届書	様式第40	様式第39	様式第25	
指定保安検査機関保安検査受検届書	様式第41	様式第40	様式第26	
保安検査結果報告書(高圧ガス保安協会)	様式第42	様式第41	様式第27	
保安検査結果報告書(指定保安検査機関)	様式第43	様式第42	様式第28	
保安検査記録届書	様式第55	様式第54	様式第40	
高圧ガス製造施設休止届書	様式第37の2	様式第36の2		
事故届書	様式第58	様式第57	様式第46	
		様式第57の2		
高圧ガス施設等工事届出書				様式第31号
氏名等変更届出書				様式第32号
貯蔵する高圧ガスの種類変更届出書				様式第33号

※ 電子メールによる申請及び届出が可能です。ただし、副本の返却はいたしませんので、副本が必要な場合は窓口にご提出ください。

第4 許認可等手続きの注意事項

1 申請者

(1) 申請にあつては、個人である場合にはその者、また法人である場合には代表権を有する者（以下「代表者」という。）とすること。

(2) 代表者でない者で申請する場合は、代表者から委任を受けたものであることが分かるよう委任状を添付すること。

※代表者が申請する場合及び法律で別段の定めがある場合を除き、行政書士でない者が他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3及び第19条により禁止されています。

2 手数料

申請手数料は別表のとおりで、原則申請時に納付すること。電子メールによる申請は、申請後窓口にて手数料を納付すること。（安来市消防手数料条例（平成16年安来市条例第65号））

(1) 高圧ガス製造所の設置許可申請及び完成検査申請

(2) 高圧ガス製造所の変更許可申請及び完成検査申請

(3) 高圧ガス貯蔵所の設置許可申請及び完成検査申請

(4) 高圧ガス貯蔵所の変更許可申請及び完成検査申請

(5) 輸入検査申請書

(6) 保安検査申請

3 申請書提出先

第3に係る各種申請書等は、安来市消防本部予防課危険物保安係（以下「予防課」という。）に提出すること。

なお、上記以外の法に関する申請書等の提出先は、島根県防災部消防総務課となる。

安来市消防本部予防課危険物保安係

島根県安来市飯島町7-1-1番地1

電話：0854（23）3427

FAX：0854（23）1987

メール：shoubou-y@city.yasugi.shimane.jp

島根県防災部消防総務課

島根県松江市殿町1番地

電話：0852（22）5888

FAX：0852（22）5930

別表 高圧ガス申請に係る手数料一覧

(1) 高圧ガス製造所の設置許可申請及び完成検査申請
 処理（冷凍）能力によって申請手数料は異なる。

	処理（冷凍）能力	設置許可申請額	完成検査申請額
定置式	1,000 万 m ³ 以上	560,000 円	420,000 円
	100 万 m ³ 以上 1,000 万 m ³ 未満	340,000 円	255,000 円
	50 万 m ³ 以上 100 万 m ³ 未満	220,000 円	165,000 円
	10 万 m ³ 以上 50 万 m ³ 未満	140,000 円	105,000 円
	25,000 m ³ 以上 10 万 m ³ 未満	110,000 円	82,500 円
	5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	86,000 円	64,500 円
	1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	68,000 円	51,000 円
	200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	54,000 円	40,500 円
	100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	31,000 円	23,250 円
移動式	1,000 万 m ³ 以上	91,000 円	68,250 円
	500 万 m ³ 以上 1,000 万 m ³ 未満	75,000 円	56,250 円
	100 万 m ³ 以上 500 万 m ³ 未満	60,000 円	45,000 円
	50 万 m ³ 以上 100 万 m ³ 未満	44,000 円	33,000 円
	10 万 m ³ 以上 50 万 m ³ 未満	27,000 円	20,250 円
	25,000 m ³ 以上 10 万 m ³ 未満	21,000 円	15,750 円
	5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	16,000 円	12,000 円
	1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	13,000 円	9,750 円
	200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	11,000 円	8,250 円
	100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	7,400 円	5,550 円
冷凍	3,000 t 以上	110,000 円	82,500 円
	1,000 t 以上 3,000 t 未満	87,000 円	65,250 円
	300 t 以上 1,000 t 未満	68,000 円	51,000 円
	100 t 以上 300 t 未満	54,000 円	40,500 円
	20 t 以上 100 t 未満	36,000 円	27,000 円

- (注) ・高圧ガスの製造施設の完成検査手数料は、許可申請料の 3/4 に相当する金額となる。
 ・LP法第37条の4第1項の許可を受ける充てん設備（以下「充てん設備」という。）を兼ねる移動式製造設備についての申請手数料は（3）による。なお（2）変更許可申請についても同じ。

(2) 高圧ガス製造所の変更許可申請及び完成検査申請

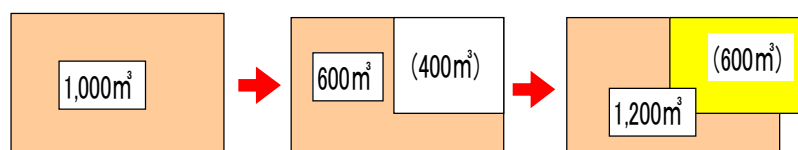
変更工事前後の処理（冷凍）能力増減量によって申請手数料が異なる。

	処理（冷凍）能力比較増加分※	変更許可申請額	完成検査申請額
定置式	1,000 万 m ³ 以上	370,000 円	277,500 円
	100 万 m ³ 以上 1,000 万 m ³ 未満	220,000 円	165,000 円
	50 万 m ³ 以上 100 万 m ³ 未満	150,000 円	112,500 円
	10 万 m ³ 以上 50 万 m ³ 未満	93,000 円	69,750 円
	25,000 m ³ 以上 10 万 m ³ 未満	69,000 円	51,750 円
	5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	61,000 円	45,750 円
	1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	57,000 円	42,750 円
	200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	39,000 円	29,250 円
	200 m ³ 未満	26,000 円	19,500 円
	その他（処理能力の変更なし）	16,000 円	12,000 円
移動式	1,000 万 m ³ 以上	65,000 円	48,750 円
	500 万 m ³ 以上 1,000 万 m ³ 未満	53,000 円	39,750 円
	100 万 m ³ 以上 500 万 m ³ 未満	44,000 円	33,000 円
	50 万 m ³ 以上 100 万 m ³ 未満	31,000 円	23,250 円
	10 万 m ³ 以上 50 万 m ³ 未満	18,000 円	13,500 円
	25,000 m ³ 以上 10 万 m ³ 未満	14,000 円	10,500 円
	5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	12,000 円	9,000 円
	1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	9,200 円	6,900 円
	200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	8,200 円	6,150 円
	200 m ³ 未満	5,100 円	3,825 円
	その他（変更なし・車庫の移転等）	3,200 円	2,400 円
冷凍	3,000 t 以上	69,000 円	51,750 円
	1,000 t 以上 3,000 t 未満	62,000 円	46,500 円
	300 t 以上 1,000 t 未満	55,000 円	41,250 円
	100 t 以上 300 t 未満	38,000 円	28,500 円
	100 t 未満	30,000 円	22,500 円
	その他	16,000 円	12,000 円

※比較増加分の計算方法

比較増加分＝変更後の処理量 －（変更前の処理量－撤去設備の処理量）

【比較増加分計算例】



400 m³の処理能力設備を撤去し、新たに600 m³の処理能力設備を設置した場合の比較増加分は、600 m³となる。

- (3) 充てん設備を兼ねる移動式製造設備の許可申請及び完成検査申請
 充てん設備における法の設置又は変更許可申請手数料については、次の通りとなる。

ア 液石則第9条第1項第2項に規定する技術上の基準への適合を要する移動式製造設備としてLP法の許可を受ける予定の充てん設備（以下「従来型バルクローリー」という。）の場合は、別表（1）又は（2）の申請手数料納付が必要となる。また、完成検査も同様である。

イ LP則第64条第1項に規定する技術上の基準への適合を要するLP法第37条の4第1項の許可を受ける充てん設備としてLP法の許可を受けた充てん設備（以下「新型バルクローリー」という。）の場合は、設置許可については申請手数料6,000円、変更許可については申請手数料3,200円を納付する必要がある。

なお、法の完成検査申請及び手数料は不要となる。

ウ 法とLP法の設置又は変更許可申請を同時に受ける場合は、上記ア又はイに準じる。完成検査にあっても同様である。

- (4) 高圧ガス貯蔵所の設置許可申請及び完成検査申請
 貯蔵能力に関係なく下記の申請手数料となる。

許可申請額	完成検査申請額
25,000円	18,750円

(注) ・高圧ガスの貯蔵施設の完成検査料は、許可申請料の3/4に相当する金額となる。

- (5) 高圧ガス貯蔵所の変更許可申請及び完成検査申請
 変更工事前後の貯蔵能力増減量によって申請手数料が異なる。

内 容 別	変更許可申請額	完成検査額
比較増加する場合	14,000円	10,500円
その他	11,000円	8,250円

(注) ・高圧ガスの貯蔵所の完成検査料は、許可申請料の3/4に相当する金額となる。

- (6) 高圧ガスの輸入検査申請

容 積	輸入検査額
1,000 m ³ 以上(液化ガスにあつては、質量10 t以上)の高圧ガス	27,000円
300 m ³ 以上1,000 m ³ 未満(液化ガスにあつては、質量3 t以上10 t未満)の高圧ガス	21,000円
300 m ³ 未満(液化ガスにあつては、質量3 t未満)の高圧ガス	13,000円

(7) 保安検査申請

	処理（冷凍）能力	手数料額
定置式	1,000 万 m ³ 以上	610,000 円
	100 万 m ³ 以上 1,000 万 m ³ 未満	370,000 円
	50 万 m ³ 以上 100 万 m ³ 未満	250,000 円
	10 万 m ³ 以上 50 万 m ³ 未満	150,000 円
	25,000 m ³ 以上 10 万 m ³ 未満	120,000 円
	5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	95,000 円
	1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	75,000 円
	200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	60,000 円
	100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	33,000 円
移動式	1,000 万 m ³ 以上	95,000 円
	500 万 m ³ 以上 1,000 万 m ³ 未満	80,000 円
	100 万 m ³ 以上 500 万 m ³ 未満	64,000 円
	50 万 m ³ 以上 100 万 m ³ 未満	47,000 円
	10 万 m ³ 以上 50 万 m ³ 未満	31,000 円
	25,000 m ³ 以上 10 万 m ³ 未満	22,000 円
	5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	20,000 円
	1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	15,000 円
	200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	12,000 円
100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	7,700 円	
冷凍	3,000 t 以上	120,000 円
	1,000 t 以上 3,000 t 未満	95,000 円
	300 t 以上 1,000 t 未満	76,000 円
	100 t 以上 300 t 未満	60,000 円
	20 t 以上 100 t 未満	42,000 円

(注)

- ・複数の製造設備がある施設では、受験する回数(台数)毎に都度保安検査申請書を提出し、処理能力の数値の合計に応じた手数料を納付すること。
- ・充てん設備を兼ねる移動式製造設備の保安検査は、従来型バルクローリーにあっては法の保安検査を、新型バルクローリーにあってはLP法の保安検査を受検するものとし、受験する法令で定める保安検査手数料を納付する必要がある。

第2章 高圧ガスの製造について

第1 高圧ガス製造者の区分

高圧ガスを製造しようとする者又は一定規模以上の冷凍設備を設置しようとする者は、高圧ガス製造設備の製造能力（処理能力）又は冷凍設備の冷媒の種類と一日の冷凍能力（法定冷凍能力）によって、次の2つに区分される。

区分	一日の処理能力 ^{*1}		一日の法定冷凍能力
	第一種ガス	その他のガス	
第一種製造者 (許可)	300 m ³ 以上	100 m ³ 以上	1日の法定能力が20 t以上 (政令で定めるガスの種類の場合は政令で定める値 ^{*2})
第二種製造者 (届出)	300 m ³ 未満	100 m ³ 未満	1日の法定能力が3 t以上 (政令で定めるガスの種類の場合は政令で定める値 ^{*3})

※1 第一種ガスとその他のガスを製造するときの取扱い

$$X = R + S \geq 100 + 2/3 \cdot S \quad \text{第一種製造者}$$

$$X = R + S < 100 + 2/3 \cdot S \quad \text{第二種製造者}$$

X：当該事業所における1日の処理能力の合計値〔m³〕

R：第一種ガス以外のガスの1日の処理能力〔m³〕

S：第一種ガスの1日の処理能力〔m³〕

※2 第一種ガス、フルオロカーボン及びアンモニアの場合は50 t以上

※3 第一種ガスの場合は20 t以上、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省で定める燃焼性の基準に適合するものを除く）及びアンモニアの場合は5 t以上

第2 処理能力及び冷凍能力

1 高圧ガス処理能力の算出

(1) 処理能力の算出にあつては、一般則、液石則で定められた計算式により算出すること。

(2) 処理能力は理想気体換算とすること。（単位 N m³/日）

(3) 第一種製造事業所に係る高圧ガスの処理能力は、各々の高圧ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算（冷凍事業所を除く。）すること。

ただし、処理能力が100 N m³/日（政令第3条表第1号上欄に掲げるガスは300 N m³/日）未満の製造施設であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていない（独立・非連結）もの（用務の用に供する窒素及び空気の通る配管で接続され、かつ、緊急時に当該ガスの供給を処断する措置が講じられている場合を含む。）であつて、他の製造施設の機能に支障を及ぼさないものは、処理能力を合算しなくてもよく、この場合、当該施設は第二種製造者として届出を行うこと。

(4) 付属冷凍設備は、圧縮機、凝縮器等の高圧ガス処理能力の計算式により算出し、合算すること。

(5) 高圧ガスと高圧ガス以外の混合物にあつては、高圧ガスのみを算出対象とすること。

(6) 熱交換器であつて相変化を伴わず、かつ、入口と出口の圧力差が僅少のものは対象としないこと。

- (7) 処理設備のうち同一箇所に複数の設備を設置し予備設備とする場合にあって、同時に稼動ができないことが確実である予備設備の処理能力は合算しない。ただし、予備設備であっても通常使用するものと同時に使用することがある場合については、この限りでない。

2 冷凍能力の算出

- (1) 冷凍能力の算出にあっては、冷凍則で定められた計算式により算出すること。
- (2) 二つ以上の冷凍設備がある場合で、次のいずれかに該当する時は、一つの冷凍設備であると解し、冷凍能力を合算すること。なお、ラインを共通にしている2以上の冷凍設備については、これらの冷凍設備をまとめて一つの冷凍設備であると解すものであること。
- ア 冷媒ガスが配管により共通となっている冷凍設備
 - イ 冷媒系統を異にする2以上の設備が社会通念的に一つの規格品と考えられる設備（機器製造業者の製造事業所において冷媒設備及び圧縮機用原動機を1の架台上に一体に組み立てるもの又はこれと同種類のもの）内に組み込まれたもの
 - ウ 二元以上の冷凍方式による冷凍設備
 - エ モーター等圧縮機の動力設備を共通にしている冷凍設備

第3 第一種製造者及び第二種製造者に対する規制

第一種製造者及び第二種製造者には次のような規制がある。

1 一般則、液石則

(1) 第一種製造者

- ア 事業所ごとに許可を受けること。
- イ 製造施設の設置・変更等の工事を完成した後は、完成検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用しないこと。
- ウ 製造を開始したときは、高圧ガス製造開始届書を届出ること。
- エ 技術上の基準に適合するよう製造施設を維持し、かつ、技術上の基準に従って高圧ガスを製造すること。
- オ 危害予防規程を定め、届出をし、これを遵守すること。
- カ 事業所ごとに保安統括者、保安企画推進員、保安技術管理者、保安主任者及び保安係員等を選任し、それぞれ高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を行わせること。
- キ 保安教育計画を定め、従業者に保安教育を施すこと。
- ク 製造施設（特定施設）について定期的に保安検査を受け、かつ、定期自主点検を行うこと。
- ケ 製造施設及び製造方法を変更しようとするときは、許可を受けること。（軽微な変更を除く。）
- コ 帳簿を備え、保安上必要な事項を記載し、保存すること。
- サ 製造を廃止したときは、高圧ガス製造廃止届書を届出ること。

(2) 第二種製造者

- ア 事業所ごとに製造を開始する日の20日前までに届出ること。
- イ 届出後は、技術上の基準に適合するよう製造施設を維持し、かつ、技術上の基準に従って高圧ガスを製造すること。
- ウ 従業者に保安教育を施すこと。
- エ 製造施設及び製造方法を変更しようとするときは、あらかじめ届出ること。（軽微な変更を除く。）
- オ 認定を受けた指定設備を使用する第二種製造者及び処理能力が30 m³/日

以上の第二種製造者にあつては、定期自主点検を行うこと。

カ 可燃性ガスの液化ガスを加圧するためのポンプを設置するもの（処理能力が30 m³/日以上）においては、保安統括者、保安技術管理者、保安係員及びこれらの代理者を選任し、それぞれ高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を行わせること。

キ 製造の事業を廃止したときは、高圧ガス製造廃止届書を届出ること。

2 冷凍則

(1) 第1種製造者

ア 製造（冷凍）設備ごとに許可を受けること。

イ 製造（冷凍）設備の設置・変更等の工事を完成した後は、完成検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用しないこと。

ウ 製造（冷凍）を開始したときは、高圧ガス製造開始届書を届出ること。

エ 技術上の基準に適合するよう製造（冷凍）設備を維持し、かつ、技術上の基準に従って高圧ガスを製造すること。

オ 危害予防規程を定め、届出をし、これを遵守すること。

カ 冷凍保安責任者及びその代理者を選任し、それぞれ高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を行わせること。

キ 保安教育計画を定め、従業者に保安教育を施すこと。

ク 製造（冷凍）設備について定期的に保安検査を受け、かつ、定期自主点検を行うこと。

ケ 製造（冷凍）設備及び製造方法を変更しようとするときは、許可を受けること。（軽微な変更を除く。）

コ 帳簿を備え、保安上必要な事項を記載し、保存すること。

サ 製造（冷凍）設備を廃止したときは、高圧ガス製造廃止届書を届出ること。

(2) 第二種製造者

ア 製造（冷凍）設備ごとに製造を開始する日の20日前までに届出ること。

イ 届出後は、技術上の基準に適合するよう製造（冷凍）設備を維持し、かつ、技術上の基準に従って高圧ガスを製造すること。

ウ 従業者に保安教育を施すこと。

エ 製造（冷凍）設備及び製造方法を変更しようとするときは、あらかじめ届出ること。（軽微な変更を除く。）

オ 認定を受けた指定設備及び冷凍能力が20 t以上のアンモニア又は不活性でないフルオロカーボンを冷媒とする冷凍設備を使用する第二種製造者にあつては、定期自主点検を行うこと。

定期自主検査を行わない第二種製造者は、設備の日常点検を行うこと。

カ アンモニア（ユニット型を除く。）又は不活性でないフルオロカーボン冷媒とする20 t以上の設備を使用する第二種製造者は、冷凍保安責任者及びその代理者を選任し、それぞれ高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を行わせること。

キ 製造の事業を廃止したときは、高圧ガス製造廃止届書を届出ること。

第4 製造及び変更許可申請等について（第一種製造者）

1 製造許可

（1）製造許可申請に係る必要書類

ア 高圧ガス製造許可申請書

イ 製造計画書

（ア）製造の目的

（イ）製造の工程

（ウ）高圧ガスの処理能力（一日の冷凍能力）

（エ）処理設備の明細

ウ 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

エ 移設等に係る高圧ガス設備にあつては、使用の経歴及び保管状態の記録

オ 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面（事業所付近状況図）

カ 登記事項証明書（法人の場合）

個人申請の場合は住民票

キ 添付書類、資料等（一般則及び液石則）

（ア）事業所全体平面図

（イ）高圧ガス製造施設配置図

（ウ）製造工程の概要を説明した書面及び図面

（エ）フローシート及び配管

（オ）機器一覧表

a ガス設備一覧表又は機器リスト

b 配管一覧表

c 一般弁一覧表

d 重要弁一覧表

e 安全弁、破裂板、逃し弁一覧表

f 温度計一覧表

g 圧力計一覧

h 耐震設計一覧表

（カ）処理能力・貯蔵能力の計算書

（キ）高圧ガス設備の強度計算書

（ク）耐震設計構造物に係る計算書

（ケ）高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

（コ）その他、製造施設に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

a ガス設備の図面

b 建屋等の図面（容器置場、計器室、防液堤、障壁等）

c 安全装置等の使用及び図面

d 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

e その他

ク 添付書類、資料等（冷凍則）

（ア）事業所全体平面図

（イ）冷凍機械室位置図

（ウ）冷媒設備の概要を説明した書面及び図面

（エ）フローシート及び配管

（オ）機器一覧表

a 冷媒設備一覧表又は機器リスト

- b 配管一覧表
- c 一般弁一覧表
- d 重要弁一覧表
- e 安全弁、破裂板、逃し弁一覧表
- f 温度計一覧表
- g 圧力計一覧
- h 耐震設計一覧表

(カ) 冷凍能力の計算書

(キ) 冷媒設備の強度計算書

(ク) 耐震設計構造物に係る計算書

(ケ) 冷媒設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

(コ) その他、製造施設に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

a 冷凍機械室の冷凍設備配置図

b 安全装置等の使用及び図面

c 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

d その他

(2) 完成検査に係る必要書類

第一種製造者の高圧ガス製造施設の設置工事又は変更工事が完成したときは、完成検査を受け、法で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、当該施設を使用することはできない。完成検査の申請にあたっては「製造施設完成検査申請書」を作成し提出すること。

なお、完成検査において法で定める技術上の基準に適合していても、許可内容と異なる場合は完成検査不合格となる。その場合には、変更許可申請又は変更許可申請をしないときは再度完成検査の申請を行うこと。

また、完成検査当日又は事前に、次の書類等を提示すること。

ア 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、認定試験者試験等成績書又は高圧ガス設備試験等成績証明書

イ 工事写真（基礎工事、障壁設置工事等）

ウ 耐圧、気密試験結果報告書

エ 材料証明書

オ その他（許可申請内容を証明する書面等）

なお、完成検査の検査項目は以下のとおりとする。

ア 製造施設設置位置及び設備レイアウトの確認（保安距離の実測を含む。）

イ 高圧ガスフローシートにより機器との照合（機器番号の確認）

ウ 機器と成績書との照合（機器番号の確認と性能の確認）

エ 常用圧力以上による気密試験

オ 保安設備の作動試験（ガス漏えい検知警報設備、緊急遮断弁、散水・防火設備、除害設備等の作動テストを作動までの時間を測定しながら実施。）

カ その他、技術上の基準に係る項目についての確認

(3) LP法の完成検査を受検する充てん設備にあっては、法の完成検査は要しない。

2 変更許可

(1) 変更許可申請に係る必要書類

ア 高圧ガス製造施設等変更許可申請書

イ 変更明細書

- (ア) 変更の目的
- (イ) 変更の内容
- (ウ) 高圧ガスの処理能力（一日の冷凍能力）
- (エ) 処理設備の明細
- ウ 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
- エ 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、使用の経歴及び保管状態の記録
- オ 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面（事業所付近状況図）
- カ 添付書類、資料等（一般則及び液石則）
 - (ア) 事業所全体平面図
 - (イ) 高圧ガス製造施設配置図
 - (ウ) 製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - (エ) フローシート及び配管
 - (オ) 機器一覧表
 - a ガス設備一覧表又は機器リスト
 - b 配管一覧表
 - c 一般弁一覧表
 - d 重要弁一覧表
 - e 安全弁、破裂板、逃し弁一覧表
 - f 温度計一覧表
 - g 圧力計一覧
 - h 耐震設計一覧表
 - (カ) 処理能力・貯蔵能力の計算書
 - (キ) 高圧ガス設備の強度計算書
 - (ク) 耐震設計構造物に係る計算書
 - (ケ) 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
 - (コ) その他、製造施設に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 - a ガス設備の図面
 - b 建屋等の図面（容器置場、計器室、防液堤、障壁等）
 - c 安全装置等の使用及び図面
 - d 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面
 - e その他
- ク 添付書類、資料等（冷凍則）
 - (ア) 事業所全体平面図
 - (イ) 冷凍機械室位置図
 - (ウ) 冷媒設備の概要を説明した書面及び図面
 - (エ) フローシート及び配管
 - (オ) 機器一覧表
 - a 冷媒設備一覧表又は機器リスト
 - b 配管一覧表
 - c 一般弁一覧表
 - d 重要弁一覧表
 - e 安全弁、破裂板、逃し弁一覧表
 - f 温度計一覧表
 - g 圧力計一覧
 - h 耐震設計一覧表

- (カ) 冷凍能力の計算書
- (キ) 冷媒設備の強度計算書
- (ク) 耐震設計構造物に係る計算書
- (ケ) 冷媒設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- (コ) その他、製造施設に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 - a 冷凍機械室の冷凍設備配置図
 - b 安全装置等の使用及び図面
 - c 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面
 - d その他

(2) 完成検査に係る必要書類

完成検査の申請にあたっては「製造施設完成検査申請書」を作成し提出すること。また、完成検査当日又は事前に、次の書類等を提示すること。

- ア 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、認定試験者試験等成績書又は高圧ガス設備試験等成績証明書
- イ 工事写真（基礎工事、障壁設置工事等）
- ウ 耐圧、気密試験結果報告書
- エ 材料証明書
- オ その他（許可申請内容を証明する書面等）

(3) 完成検査を要しない変更工事の範囲

次の変更工事については、変更許可は必要であるが、完成検査を受けることを要しない。

（一般則及び液石則）

- ア ガス設備（耐震設計構造物に係る特定設備を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備の取替えに伴うものにあつては、認定品への取替えに限り、特定設備の取替えを伴うものにあつては、特定設備検査合格証等の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事（切断、溶接を伴う工事を除く。）であつて、当該設備の処理能力の変更が20%以内であるもの。
- イ 処理能力が100 m³/日（不活性ガス又は空気にあつては300 m³/日）未満の製造設備（耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備である場合には、特定設備検査合格証等の交付を受けているものに限る。）である製造施設の追加に係る変更工事であつて、他の製造設備とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。

（冷凍則）

- ウ 製造設備（耐震設計構造物に係る製造設備を除く。）の取替え（可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とする冷媒設備を除く。）の工事（切断、溶接を伴う工事を除く。）であつて、当該設備の冷凍能力の変更が20%以内であるもの。

(4) LP法の完成検査を受検する充てん設備にあつては、法の完成検査は要しない。

3 製造施設の軽微な変更工事の届出について

第一種製造者が製造施設の位置、構造、設備等を変更する場合、法第14条第1項の規定に基づき許可が必要であるが、次の省令で定める軽微な変更工事の場合は変更許可を受ける必要がなく、その工事完成後、遅滞なく届け出ること。

(1) 軽微な変更工事（別添資料 参照）

- ア 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（認定品等（※）への取替えに限る。）の工事であって、当該設備の処理能力（冷凍能力）の変更を伴わないもの。
- イ ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更の工事。
- ※「認定品等」とは、次に掲げるものをいう。ただし、合格証の発効日から3年以内のものに限る。
- ① 経済産業大臣の認める者が製造したもの【大臣認定品】
- i 「一般則第6条第11号等の規定による試験を行う者及び同条第13号等の規定による製造を行う者の認定について（H30.3.30付20180323保局第12号）」に基づき、認定試験者の行った試験等に関する認定試験者試験等成績書が添付されたもの
- ii 高圧ガス保安協会が行った高圧ガス設備試験に合格したもの
- iii 高圧ガス保安協会が行う委託検査のうち、例示基準で定める検査方法に従って耐圧試験、気密試験及び強度試験の検査を行ったもの
- ② 保安上特段の支障がないものとして認められたもの
- 可とう管（金属製のベローズ形伸縮管継手及びフレキシブルチューブ等）であって、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関がKHKS0803に基づき行う検査に合格したもの
- ウ ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事。
- エ 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事。
- オ 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの。（H30.3.30付20180323保局第12号）
- カ 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が30MPa以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同上第2号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第29条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）。
- キ 認定完成検査実施者であって、政令第10条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であって、次に掲げる設備の取替えの工事。
- （ア）特定設備（設計圧力が30MPa以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであって、かつ、同等以上の性能を有するものに限る。）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第29条ただし書に該当する場合に限り、前号に該当するものを除く。）。
- （イ）特定設備（設計圧力が30MPa以上のものを除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2号の経済産業省令で定める技術上の基準

に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。)の工事(前号に該当するものを除く。)

ク 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高压ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者が行う工事であって、次に掲げる設備の変更工事。

(ア) 高压ガス設備(特定設備を除く。)の変更の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの。

(イ) 高压ガス設備(特定設備は除く。)の変更(配管からバルブ若しくはフランジ継手への変更又はバルブ若しくはフランジ継手から配管への変更に限る。)の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの。

(ウ) ガス設備(特定設備を除く。)の取替え(処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。)の工事。

ケ 充てん設備に係る変更の工事で、LP法で軽微な変更工事と認められたもの。ただし、充てん設備を廃止する場合は、第13 処理能力の変更についてによること。

第5 申請書類の記載方法

原則書面、資料及び図面の大きさは日本産業規格A4(又はA4の大きさに折り込むこと。)とし、資料番号、図面番号等の見出しをつけること。

1 高压ガス製造(施設等変更)許可申請書

(1) 申請者

法人にあっては、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

(2) 名称(事業所の名称を含む。)

「〇〇〇〇株式会社△△工場」と工場(事業所)の名称まで記入すること。

(3) 事務所(本社)所在地

本社所在地(登記所在地)を記入すること。

(4) 事業所所在地

(5) 製造をする高压ガスの種類

高压ガス設備内で処理するガス名を記入すること。

(6) 欠格事由に関する事項

各号の該当の有無について記入すること。

2 製造計画書

(1) 製造の目的

製造施設を設置、製造する目的を簡潔に記入すること。

(2) 製造の工程

製造の工程(貯蔵、圧縮、反応、精製等)について簡潔に記入すること。

(3) 高压ガスの処理能力

高压ガス名ごとの処理能力及び事業所の総計を記入すること。

(4) 処理設備の明細

処理設備となる機器について記入すること。

3 変更明細書

(1) 変更の目的

製造施設又は製造の方法を変更する目的の概要を記入すること。

(2) 変更の内容

- ア 変更する内容を箇条書きすること。
- イ 製造施設を新增設する場合は、製造の工程について記入すること。
- (3) 高圧ガスの処理能力
 - ア 処理能力の変更の有無にかかわらず、高圧ガス名ごとの処理能力及び事業所の総計を記入すること。
 - イ 処理能力の増減は、変更分の値とすること。
- (4) 処理設備の明細
 - 設置又は撤去する処理設備についてのみ記入すること。
- 4 技術上の基準に対する事項
 - 申請内容に該当する項目を記載し、対応事項を記入するか又は説明資料を添付すること。
- 5 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面（事業所付近状況図等）
 - 事業所付近状況図、事業所全体平面図及び高圧ガス製造施設配置図に分かれているが、事業所の規模により一の図面にまとめてもよいこと。
 - (1) 事業所付近状況図
 - 申請事業所と隣接する事業所等との関係、付近（保安物件等）の状況が示された図面とすること。
 - (2) 事業所全体平面図
 - 事業所内のレイアウトを示した図面で次の事項を記入すること。
 - ア 事業所の境界線
 - イ 警戒標の掲示位置
 - ウ 高圧ガス製造施設等の位置
 - エ 保安距離
 - (3) 高圧ガス製造施設配置図
 - ア 設備間距離
 - イ 火気取扱施設との距離
 - ウ 貯槽及び防液堤
 - エ 計器室
 - オ 防消火設備
 - カ ガス設備
 - キ 障壁
 - ク ガス漏えい検知警報設備
 - ケ 緊急遮断装置
 - コ ベントスタック
- 6 フローシート及び配管図
 - 設置又は変更するPID（Pipe & Instrument Diagram）とし、高圧ガス設備とその他のガス設備とを色別表示して、次の事項を記入すること。
 - (1) 原料名、製品名
 - (2) 機器の名称及び番号
 - (3) 常用圧力、常用温度
 - 変更の場合は、変更明細書の「変更内容」と対比できるように変更する箇所に番号等を記入すること。
- 7 機器等一覧表
 - 設置又は改造する機器等について記入すること。
 - ※ 容器接続用アダプタにあっては、取替使用する全ての機器を記載することで、導入及び脱着において都度の変更許可申請を要さない。ただし、許可後に一覧表に記載のない新たな機器を使用する場合は、変更許可申請を要する。

- 8 高圧ガス設備の強度計算書
設置又は改造する高圧ガス設備（特定設備検査合格証、認定試験者試験等成績書又は高圧ガス保安協会の高圧ガス設備試験等成績証明書のある設備を除く。）について記入すること。
- 9 耐震設計構造物に係る計算書
 - (1) 応答解析を行い、算定値が許容値を超えないことを確認すること。
 - (2) ボーリングデータを添付するとともに、測定点を事業所全体平面図に明示すること。
 - (3) 基礎については、液状化の検討結果も添付すること。
※ 耐震設計に関する検討は「高圧ガス設備等耐震設計指針（2012）」（高圧ガス保安協会）を参考にすること。
- 10 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
 - 11 ガス設備の図面
設置又は変更する機器（設置する機器は、ノズル等の詳細図面の添付を省略）及び配管等（認定試験者試験等成績書のある弁を除く。）の図面とし、特記仕様（貯槽及びその支柱の温度上昇防止措置、埋設貯槽の腐食防止措置等）を付記すること。
 - 12 建屋等の図面
製造施設に係る次の建屋等の図面とすること。
 - (1) 製造設備を設置する室の構造
 - (2) 容器置場の構造
 - (3) 計器室の構造
 - (4) 防液堤の構造
 - (5) 障壁の構造
 - 13 安全装置等の仕様及び図面
安全装置及び緊急遮断装置の図面とし、仕様書を添付すること。
 - 14 保安設備・電気設備・防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面
 - (1) 保安設備の仕様及び図面
 - ア ガス漏えい検知警報設備、除害設備の図面とし、仕様書を添付すること。
 - イ ガス漏えい検知警報設備、スチームカーテンの配置状況を示す図面を添付すること。
 - ウ 防護具、通報設備、保安電力、保安用不活性ガスの保有状況等について説明すること。
 - (2) 電気設備の使用
可燃性ガス製造設備に係る電気設備の防爆性能について説明し、必要に応じてその防爆性能の区分を配置図に記入すること。
 - (3) 防消火設備の仕様及び図面
防消火設備、散水設備及び水噴霧装置の状況を示す図面とし、仕様書を添付すること。
 - 15 導管の設置図面
 - (1) 事業所内外における導管の配置図及び設置状況を示す図面とすること。
 - (2) フローシート及び配管図に管理区分を表示すること。
 - 16 その他
インターロック機能を示す図面を添付すること。

第6 製造事業届等の提出について（第二種製造者）

- 1 第二種製造者に該当する者は、高圧ガスの製造を開始する20日前までに、製造事業届書（高圧ガス製造届書）を届け出ること。このうち、処理能力が30 m³/日以

上ある者とそうでない者では、技術上の基準が異なるので注意すること。30 m³/日以上
上の技術上の基準は第一種製造者の基準を適用すること。

2 製造事業届に係る提出書類

(1) 高圧ガス製造事業届書（冷凍則：高圧ガス製造届書）

(2) 製造施設等明細書

ア 製造の目的

イ 製造の工程

ウ 高圧ガスの処理能力（冷凍能力）

エ 処理設備（冷媒設備）の明細

(3) 法第12条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

(4) 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、使用の経歴及び保管状態の記録

(5) 添付書類、資料等（一般則及び液石則）

ア 事業所全体平面図

イ 高圧ガス製造施設配置図

ウ 製造工程の概要を説明した書面及び図面

エ フローシート及び配管

オ 機器一覧表

(ア) ガス設備一覧表又は機器リスト

(イ) 配管一覧表

(ウ) 一般弁一覧表

(エ) 重要弁一覧表

(オ) 安全弁、破裂板、逃し弁一覧表

(カ) 温度計一覧表

(キ) 圧力計一覧

(ク) 耐震設計一覧表

カ 処理能力・貯蔵能力の計算書

キ 耐震設計構造物に係る計算書

ク 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

ケ その他、製造施設に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

(ア) ガス設備の図面

(イ) 建屋等の図面（容器置場、計器室、防液堤、障壁等）

(ウ) 安全装置等の使用及び図面

(エ) 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び
図面

(オ) その他

コ 在宅医療による液化酸素を製造する場合にあっては、液化酸素製造明細
書（別記様式1）

(6) 添付書類、資料等（冷凍則）

ア 事業所全体平面図

イ 冷凍機械室位置図

ウ 冷媒設備の概要を説明した書面及び図面

エ フローシート及び配管

オ 機器一覧表

(ア) 冷媒設備一覧表又は機器リスト

(イ) 配管一覧表

(ウ) 一般弁一覧表

(エ) 重要弁一覧表

- (オ) 安全弁、破裂板、逃し弁一覧表
 - (カ) 温度計一覧表
 - (キ) 圧力計一覧
 - (ク) 耐震設計一覧表
 - カ 冷凍能力の計算書
 - キ 冷媒設備の強度計算書
 - ク 耐震設計構造物に係る計算書
 - ケ 冷媒設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
 - コ その他、製造施設に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 - (ア) 冷凍機械室の冷凍設備配置図
 - (イ) 安全装置等の使用及び図面
 - (ウ) 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面
 - (エ) その他
- 3 変更届に係る提出書類
- (1) 高圧ガス製造施設等変更届書
 - (2) 変更明細書
 - ア 変更の目的
 - イ 変更の内容
 - ウ 高圧ガスの処理能力（冷凍能力）
 - エ 処理設備（冷媒設備）の明細
 - (3) 法第12条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
 - (4) 添付書類、資料等（一般則及び液石則）
 - ア 事業所全体平面図
 - イ 高圧ガス製造施設配置図
 - ウ 製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - エ フローシート及び配管
 - オ 機器一覧表
 - (ア) ガス設備一覧表又は機器リスト
 - (イ) 配管一覧表
 - (ウ) 一般弁一覧表
 - (エ) 重要弁一覧表
 - (オ) 安全弁、破裂板、逃し弁一覧表
 - (カ) 温度計一覧表
 - (キ) 圧力計一覧
 - (ク) 耐震設計一覧表
 - カ 処理能力・貯蔵能力の計算書
 - キ 耐震設計構造物に係る計算書
 - ク 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
 - ケ その他、製造施設に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 - (ア) ガス設備の図面
 - (イ) 建屋等の図面（容器置場、計器室、防液堤、障壁等）
 - (ウ) 安全装置等の使用及び図面
 - (エ) 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面
 - (オ) その他
 - (5) 添付書類、資料等（冷凍則）

- ア 事業所全体平面図
 - イ 冷凍機械室位置図
 - ウ 冷媒設備の概要を説明した書面及び図面
 - エ フローシート及び配管
 - オ 機器一覧表
 - (ア) 冷媒設備一覧表又は機器リスト
 - (イ) 配管一覧表
 - (ウ) 一般弁一覧表
 - (エ) 重要弁一覧表
 - (オ) 安全弁、破裂板、逃し弁一覧表
 - (カ) 温度計一覧表
 - (キ) 圧力計一覧
 - (ク) 耐震設計一覧表
 - カ 冷凍能力の計算書
 - キ 冷媒設備の強度計算書
 - ク 耐震設計構造物に係る計算書
 - ケ 冷媒設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
 - コ その他、製造施設に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 - (ア) 冷凍機械室の冷凍設備配置図
 - (イ) 安全装置等の使用及び図面
 - (ウ) 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面
 - (エ) その他
- 4 届出の必要ない変更の工事
- 「第4 3 (1) 軽微な変更工事」該当する場合は、届け出を要しない。

第7 移設転用設備の取扱いについて

高圧ガス設備を同一事業所内で他の高圧ガス設備として移設転用する場合、又は他の事業所から移設転用する場合の取扱いについては次のとおりとする。

1 設備の区分について

移設転用できる高圧ガス設備は、原則特定設備及び認定品等に限る。ただし、同一事業所内で移設転用する場合はこの限りではない。

- (1) 特定設備：法第56条の3第1項の特定設備検査規則で定める設備
- (2) 認定品等

2 提出書類について

高圧ガス設備を移設転用する場合は、許可（第二種製造者の場合は届出）の手続きが必要となる。申請にあたり次の書類を提出すること。

- (1) 製作からの経過年数が3年以下の設備の場合
 - ア 経歴を示す書類（※1）
 - イ 保管状態の記録
 - ウ 自主検査（※2）
- (2) 製作からの経過年数が3年を超える設備の場合
 - ア 経歴を示す書類
 - イ 保管状態の記録
 - ウ 肉厚測定
 - エ 耐圧試験
 - オ 非破壊検査

カ 気密試験

キ CEの場合は高圧ガス保安協会の「CEに係る貯槽の移設に伴う性能検査」

液化窒素のCEであって、気密試験、パージ用等に一時的に使用されるものにあつては、省略することができる。

ク 回転機器については分解点検

※1 経歴を示す書類

① 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験等成績証明書の写し

② 直近の保安検査証の写し

③ その他

※2 自主検査

気密試験、安全弁作動試験等の機能作動試験、圧力計比較試験、断熱性能試験（CE等）、附属品の整備、その他保安検査に準じた検査を実施し、適宜ガスケット等の消耗品の交換を行うこと。

第8 危害予防規程の届出について

第一種製造者は、省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、届けること。これを変更した時も同様とする。

1 提出書類

(1) 新規制定の場合

- ・危害予防規程届書
- ・危害予防規程
- ・運転基準、設備管理基準等の危害予防規程内で定めた基準

(2) 変更の場合

- ・危害予防規程届書
- ・変更明細書（変更の概要等を記載したもの）
- ・変更後の危害予防規程
- ・変更後の基準等

◎参考：危害予防規程に定める事項

- ① 製造施設及び製造方法の技術上の基準に関する事項
- ② 保安管理体制及び保安統括者等の職務の範囲に関する事
- ③ 製造設備の安全な運転及び操作に関する事
- ④ 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事
- ⑤ 製造施設の新増設に係る工事および修理作業の管理に関する事
- ⑥ 製造施設が危険な状態となったときの措置及びその訓練方法に関する事
- ⑦ 協力会社の作業の管理に関する事
- ⑧ 従業者への危害予防規程の周知方法及び違反した者に対する措置に関する事
- ⑨ 保安に係る記録に関する事
- ⑩ 危害予防規程の作成及び変更の手続きに関する事
- ⑪ 大規模地震及び津波にかかる対策に関する事
- ⑫ その他、災害の発生防止に関する必要事項

第9 保安教育計画について

第一種製造者は、従業員に対する保安教育計画を定め、実施すること。

市への手続きは必要ないが、各事業所において、保安教育計画を自主的に作成し、従業員に対して保安教育を施すこと。

第二種製造者は、保安教育計画を定める必要はないが、従業員に対して保安教育を施すこと。

第10 保安統括者等の届出について

第一種製造者及び第二種製造者は、その事業所の規模や形態に応じて「高圧ガス保安統括者」、「高圧ガス製造保安企画推進員」、「高圧ガス製造保安技術管理者」、「高圧ガス製造保安主任者」、「高圧ガス製造保安係員」、「冷凍保安責任者」（以下、それぞれ「保安統括者」、「保安企画推進員」、「保安技術管理者」、「保安主任者」、「保安係員」と略し、まとめて「保安統括者等」という。）を選任し、届け出ること。

また、保安統括者等を選任した事業所は、保安統括者等がその職務を行うことができない場合の職務代行者として、保安統括者等の代理者を選任し、届け出ること。

1 選任の区分

（一般則・液石則）

	大規模な第一種製造者 （保安技術管理者に必要とされる免状の交付を受けている者で、所定の経験を有する保安統括者を選任している場合には、保安技術管理者は選任不要）	通常の第一種製造者 省令で定める第二種製造者※	省令で定める規模の第一種製造者 省令で定める第二種製造者※	省令で定める小規模その他の第一種製造者
事業所ごとに選任				不要 ただし、第一種製造者については、一部を除き所定の経験、学歴、資格等を有する者による保安の監督が必要である。
施設の区分ごとに選任				

M：高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者であり、かつ省令で定める経験を必要とする者。

K：法定講習を受けることを必要とする者。

※ 保安統括者等を選任しなければならない第二種製造者は、可燃性ガス（LPガスを含む）の液化ガスを加圧するためのポンプを設置する者（処理能力30m³/日以上に限る。）。

(冷凍則)

冷凍保安責任者を選任しなければならない設備

	ガス名等	冷凍能力等		資格者
第一種 製造者	フルオロカーボン (可燃性)	50 t 以上		要
	フルオロカーボン (不活性) 二酸化炭素	50 t 以上	ユニット型 (規則第36条第2項第2号該当)	不要
			その他	要
	フルオロカーボン114	50 t 以上		不要
	アンモニア	50 t 以上	ユニット型 (規則第36条第2項第2号該当) 60 t 未満	不要
			その他	要
その他のガス	20 t 以上		要	
第二種 製造者	フルオロカーボン (可燃性)	5 t 以上 20 t 未満		不要
		20 t 以上 50 t 未満		要
	フルオロカーボン (不活性) 二酸化炭素 ヘリウム ネオン アルゴン クリプトン キセノン ラドン 窒素 空気	20 t 以上 50 t 未満 及び認定指定設備		不要
	フルオロカーボン114	20 t 以上 50 t 未満		不要
	アンモニア	5 t 以上 20 t 未満		不要
		20 t 以上 50 t 未満	ユニット型 (規則第36条第2項第2号該当)	不要
			その他	要
その他のガス	3 t 以上 20 t 未満		不要	

2 保安統括者等の資格と選任
(一般則・液石則)

名称	選任の区分	資格要件	選任不要の事業所
保安統括者	事業所ごとに1人 代表者 1人	不要 ただし、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 移動式製造設備^{*1} 六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄、液化フルオロカーボンの製造 気化器、減圧弁^{*1} ヘリウムガス、アルゴンガス、窒素ガス、酸素ガスの製造 気化器、減圧弁等と同等の機能を有するバルブによる炭酸ガスの製造^{*1} ダイキャスト機、水圧蓄圧機、アキュムレータ 容積10m³以下の空気又は窒素 スクーバダイビング用等呼吸用の空気を容器に充てんするための定置式製造設備^{*1} 処理能力：1,000m³/日未満 天然ガススタンド、圧縮水素スタンド、液化石油ガススタンド^{*1} 処理能力：25万m³/日未満 液石則第9条第3項(液石法施行規則第64条第1項)に規定する移動式製造設備(充てん設備)^{*1}
保安技術管理者	事業所ごとに1人 代表者 1人	<ol style="list-style-type: none"> 保安用不活性ガス以外の処理能力100万(充填は200万)m³/日以上^{*2} 甲化、甲機 保安用不活性ガス以外の処理能力100万(充填は200万)m³/日未満^{*2} 甲化、甲機、乙化^{*3}、乙機、丙化(液石)^{*4} 	保安統括者の欄に示すものに加え、保安統括者が必要な事業所のうち、 <ol style="list-style-type: none"> 保安統括者が左欄の有資格者 処理能力が25万m³/日未満で次の場合 <ol style="list-style-type: none"> 気化器・減圧弁による可燃性ガス、毒性ガスの製造 消費(燃焼)の目的で可燃性ガスの製造 特定液化石油ガスの容器又は貯槽への充填 可燃性ガス、毒性ガス以外の製造 液石則が適用され処理能力50万m³/日未満で次の場合 <ol style="list-style-type: none"> 消費(燃焼)の目的で液化石油ガスの製造 液化石油ガスの容器又は貯槽への充填 移動式製造設備
保安企画推進員	事業所ごとに1人 代表者 1人	所定の知識経験	保安統括者の欄に示すものに加え、保安統括者が必要な事業所のうち、保安用不活性ガス以外の処理能力100万(充填は200万)m ³ /日未満の場合
保安主任者	製造施設の区分ごとに1人 代理人 1人 ^{*4}	甲化、甲機、乙化 ^{*3} 、乙機、丙化(液石) ^{*4}	保安企画推進員の欄に同じ
保安係員	製造施設の区分ごとに1人 代理人 1人 ^{*5} 、 ^{*6}	甲化、甲機、乙化 ^{*3} 、乙機、丙化(液石)丙化(特別)	保安統括者の欄に同じ

- 甲化：甲種化学製造保安責任者免状所有者
 甲機：甲種機械製造保安責任者免状所有者
 乙化：乙種化学製造保安責任者免状所有者
 乙機：乙種機械製造保安責任者免状所有者
 丙化（液石）：丙種化学製造保安責任者免状所有者（液化石油ガスに関するもの）
 丙化（特別）：丙種化学製造保安責任者免状所有者（特別試験に関するもの）

- ※1 所定の試験、学歴、資格等を有する者による保安に関する監督（保安監督者の選任）が必要となる。
 ※2 不活性ガス及び空気はその処理能力の1/4を参入すること。
 ※3 乙化及び丙化の場合は、そのガスの区分（可燃性・毒性ガス、可燃性ガス、酸素）の経験が必要となる。

1年以上の高圧ガス経験者が選任できる製造施設のガス区分

		選任できる区分						
		可燃性毒性	毒性	可燃性	酸素	空気	不燃性	LPガス
経験したガス区分	可燃性毒性	○	○	○		○	○	○
	毒性		○			○	○	
	可燃性			○		○	○	○
	酸素				○	○	○	
	空気					○	○	
	不活性ガス					○	○	
	LPガス			○		○	○	○

- ※4 丙化（液石）にあつては、液石則適用の事業所及び特定液化石油ガスの事業所に限る。ただし、所定の経験があればこの限りでない。
 ※5 同一の計器室で制御されていない2以上の系列に形成されている場合は、系列ごとに選任すること。
 ※6 交替制をとっている場合には、直ごとに選任し、いずれの時間帯でも保安係員が監視する体制とすること。

（冷凍則）

選任すべき冷凍保安責任者の必要な経験

冷凍能力	冷凍保安責任者の資格	必要な経験
1日の冷凍能力が300t以上	第1種冷凍機械責任者免状	冷凍能力100t/日以上以上の設備での1年以上の経験
1日の冷凍能力が100t以上300t未満	第1種冷凍機械責任者免状 第2種冷凍機械責任者免状	冷凍能力20t/日以上以上の設備での1年以上の経験
第一種製造者で1日の冷凍能力100t未満	第1種冷凍機械責任者免状 第2種冷凍機械責任者免状 第3種冷凍機械責任者免状	冷凍能力3t/日以上以上の設備での1年以上の経験

- 3 保安統括者等の選任・解任の届出
次に掲げる書類を2部作成して提出すること。
- (1) 高圧ガス保安統括者届書・高圧ガス保安統括者代理者届書・高圧ガス保安技術管理者等届書・高圧ガス保安主任者等届書・冷凍保安責任者届書・冷凍保安責任者代理者届書
 - (2) 保安管理組織一覧表
 - (3) 添付書類（新たに選任された者のみ）
 - ・保安統括者等であることを証する書面
 - ・製造保安責任者免状又は冷凍機械責任者免状の写し
 - ・保安企画推進員にあつては、保安に関する知識経験を有するものであることを証する書面

4 選任にあたっての注意

(共通)

常駐者・専任規制については、責任者を選任することを念頭に置いたものであり、その業務を行うに際して特定の場所への常駐を必ずしも求めるものではなく、また、複数の施設等における当該業務の兼任を必ずしも妨げるものではないため、実施すべき業務に支障が生じない範囲において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用し、遠隔で職務を実施することは差し支えない。

なお、デジタル技術の活用にあたっては、当該規制の目的等を考慮した上で、実施方法等を判断し、その運用方法等を危害予防規程に記載すること。

(一般則・液石則)

代理者については、要件を満たす者であれば、保安統括者、保安技術管理者、保安主任者、保安係員の代理者のうち2以上を兼任することができ、さらに、現に保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者が、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の1と兼務することができるものであること。

また、交替制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者は、同じ製造施設区分の他の直の代理者となることができるものであること。

なお、保安主任者及び保安係員の代理者については、当該保安主任者及び保安係員が従事する製造施設区分で従事する者のうちから選任するものとし、他の製造施設区分に従事する者のうちからは選任できない。

(冷凍則)

冷凍保安責任者および同代理者については、2以上の冷凍設備の主要部分が同一室内に設置されている場合又はこれに準ずる場合には、兼務することができるものであること。

なお「これに準ずる場合」とは、一体とした保安管理が行える位置関係にあるものであること。

第11 高圧ガス製造開始（廃止）について

第一種製造者が、高圧ガスの製造を開始又は廃止したときは法第21条第1項の規定により、若しくは第二種製造者が高圧ガスの製造の事業を廃止したときは法第21条第2項の規定により市長に届け出ること。

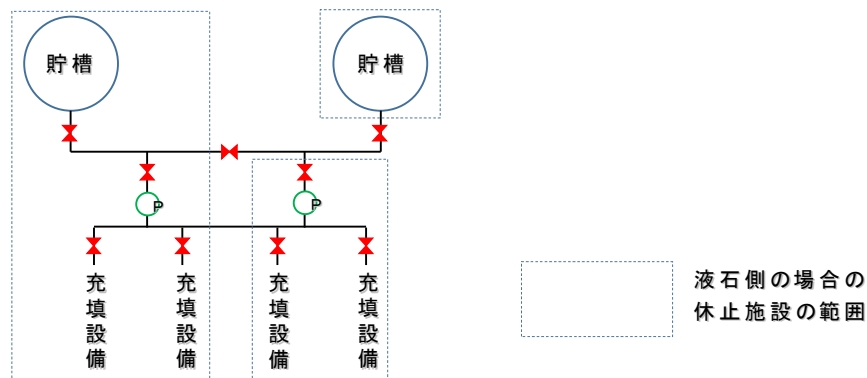
1 提出時期

- (1) 開始届 製造開始後遅滞なく行うこと。
- (2) 廃止届 廃止後遅滞なく行うこと。

※原則として、設備の撤去を行い、写真等を添付すること。

第12 製造施設の休止について

第一種製造者で高圧ガス製造施設（保安検査が必要な施設で、一般則関係施設は保安係員の選任区分（ただし、貯槽は貯槽ごと。）、液石則関係施設は特別な制限はなく下図のとおりに限る。）の運転を1ヶ月以上にわたって休止する場合の取扱いは、次のとおりとする。



1 休止届書の提出

次に掲げる書類を2部作成し届け出ること。なお、休止期間の期限は3年とし、更新することができるが、その都度届出が必要となる。

(1) 高圧ガス製造施設休止届書

(2) 休止明細書

ア 休止した理由

イ 休止した製造施設の名称

ウ 休止した製造施設の保存・管理方法

エ 保安設備の状況

オ 休止期間

カ 再使用に当たっての措置

(3) 事業所全体平面図

休止した製造施設を明示すること。

(4) フローシート及び配管図

他の製造施設と接続している場合は、仕切り箇所を明示すること。

2 休止期間中の措置について

(1) 製造施設の保存

ア 休止した製造施設内の流体を不活性ガスにより完全に置換し、不活性ガスを製造施設内に封入すること。

イ 休止した製造施設が他の製造施設と接続されている場合は、接続箇所に仕切板を挿入する等、縁切りを完全に行うこと。

なお、縁切りを行うためのフランジ、配管等の一部取り外し、仕切板を施す等の措置については、変更許可申請等を要さない。

(2) 製造施設の管理

ア 休止した製造施設の保安係員を選任し管理体制を明確にすること。

イ 日常点検及び定期点検を実施すること。（休止中でも定期自主点検は必要となる。）

(3) 保安設備

ア 防消火設備の機能を維持すること。

イ 休止した製造施設に稼働中の可燃性ガス又は毒性ガスの製造施設が隣接

している場合は、休止する製造施設に設置したガス漏えい検知警報設備（可燃性ガス又は毒性ガス用を設置したものに限る。）の機能を維持すること。

3 再使用について

休止した製造施設を再使用する場合であって、保安検査期間を超えて再使用する場合には、事前に保安検査を受ける必要がある。

保安検査期間内に再使用する場合は、事前に次の書類を提出すること。

- (1) 高圧ガス製造施設再使用届書
- (2) 事業所全体平面図
- (3) フローシート及び配管図

なお、再使用に当たって、製造施設を改造（機器等の交換を含む。）する場合は、法第14条第1項に規定する変更許可の対象となるので注意すること。

第13 処理能力の変更について

第一種製造者又は第二種製造者が、法第14条の規定による許可または届出を必要しない工事等により、高圧ガスの処理能力を変更する場合は、細則第25条の規定により、高圧ガス施設等工事届出書を市長に届け出ること。

第3章 高圧ガス製造事業所の保安検査及び開放検査について

第一種製造者にあつては、法第35条の規定による保安検査を受けなければならない。なお、同法ただし書きによる保安検査を受検する場合は、事前に予防課まで連絡し法で定める所定の手続きを行うこと。

LP法の保安検査を受検する充てん設備にあつては、法による保安検査の受検は不要である。

第1 保安検査申請等について

1 保安検査申請書等

保安検査の実施に先立ち、保安検査申請書に手数料を添えて保安検査実施日の1ヶ月前までに提出すること。

また、開放検査を実施する場合は、開放検査の2週間前までに開放検査受検届(別記様式2)に開放検査計画書(別記様式3)を添付し提出すること。

2 保安検査の日程

保安検査の受検は保安検査基準日の前後1ヶ月とし、保安検査の日程(検査実施日)は、予防課と調整すること。

3 検査の報告

第26に記載する保安検査事前検査を実施した場合は、保安検査時又は終了後速やかに保安検査事前検査結果報告書(別記様式4)に検査結果を添付し提出すること。

また、開放検査を実施した場合は、開放検査終了後速やかに開放検査検査結果報告書(別記様式5)に検査結果を添付し提出すること。

第2 保安検査の実施について

1 保安検査は、法第35条の規定により、高圧ガス製造施設に対して法第8条に定める基準に対する適合維持の可否を判定するもので、必要に応じ法第11条第3項の規定により施設の改善等を命ずることがある。

なお、保安検査の方法については告示の定めるとおり、高圧ガス保安協会規格KHKS0850-1、2、4、5、6(2024)保安検査基準によるものとする。なお、一般則第82条第2項及び液石則第80条第2項並びに冷凍則第43条第2項のただし書に掲げる場合はこの限りでない。

2 保安検査においては、併せて立入検査を実施し、各種帳簿類の閲覧、関係者への質問及び他の高圧ガス関係施設の確認などを行い、必要に応じ改善等を命ずることがある。

3 高圧ガス設備の内部及び外部の検査(いわゆる開放検査)は、設備の種類及び材質等に応じた的確な周期で実施するよう計画すること。

4 高圧ガス設備の検査の結果、欠陥等が発見され、溶接補修等の処置が認められる場合は、その工程等について早急に予防課と協議すること。

5 設備の検査期間中、他の施設又は容器から仮設配管等によりガスの供給を行うときは、法第14条第1項の規定による変更許可が必要となる場合があり、事前に予防課と協議すること。

6 機器の試験や計測に長時間を要するものであって、事前に検査委託業者等による検査を実施した場合は、その記録を残しておくこと。

7 保安検査において改善等の指示を受けた事項については、おつて改善の結果又は改善の計画を書面により報告すること。

8 検査にあたり、次の資料を参考にすること。なお、資料は最新版のものを用いること。

- (1) 高圧ガス保安法規集
 - (2) J L P A 5 0 1 L P ガスプラント検査基準
 - (3) J L P A 5 0 1 - 2 保安検査実施要領
液化石油ガス保安規則関係 (第1種及び第2種製造施設関係)
 - (4) J L P A 5 0 1 - 3 保安検査実施要領
液化石油ガス保安規則関係 (液化石油ガススタンド)
 - (5) J L P A 5 0 1 - 4 保安検査実施要領
液化石油ガス保安規則関係 (移動式製造設備関係)
- 9 保安検査に際しては、保安係員 (法第27条の3に該当する場合は保安責任者) 又は保安監督者が立ち会うこと。

第3 保安検査時の保安対策について

検査及び整備の作業に伴う災害等の発生を防止するため、特に次の事項に留意すること。

- 1 作業に先立ち、安全対策の担当者を選任し、作業に係る指示及び連絡の系統について、事業所従業員並びに作業を委託する外部業者などの関係者に対し十分な教育を行うこと。
なお、安全対策の担当者は、作業内容について十分な打ち合わせを行い、作業に立会い、監督すること。
- 2 作業に際して、可燃性物質、火気、電動機器類、高圧コンプレッサー等を使用する場合又はクレーン車等の重機が進入する場合は、それらの使用場所の制限及び使用方法等について、作業員への周知を図ること。
特に可燃性ガスの設備に係る作業においては、着火源となり得るものを厳に持ち込まないこと。
- 3 ガスを大気中に放出する場合 (気密試験後の不活性ガスの放出も含む。) は、立地条件、気象状態、ガスの性質等に十分注意して少量ずつ放出するものとし、臭気、騒音等の発生するおそれがある場合は、周辺の住民及び事業所等への連絡を考慮すること。
- 4 機器を開放して、内部で作業を行う場合は、他の部分との遮断方法、内部の残ガスや酸素濃度等の環境の確認に十分注意すること。特に残ガス処理は十分に行うこと。
- 5 耐圧試験又は気密試験を行う場合は、加圧の方法、加圧する流体の種類、圧力、温度、加圧速度、加圧範囲、加圧される部分の強度などについて事前に十分検討すること。
- 6 機器の点検整備を、機器メーカーや専門業者等に委託する場合は、作業の内容及び結果等について技術的情報の交換が十分行われるよう配慮すること。
- 7 運転再開に際しては、各部分の復旧状態を確認する方法及びスタートアップの手順並びにこれらの監督について、十分検討すること。
- 8 施設が異常な状態となったときの判断基準、応急措置の是非などについて、施設ごとに検討し、関係者への周知を図ること。
- 9 万一の災害発生に備え、事業所内の対応方法 (担当者の役割分担、防消火体制、通報体制、他施設との遮断、作業員等の避難経路等) について、訓練等により関係者への周知を図っておくこと。
- 10 開放検査時に水張等を行う場合は、例示基準等を参考に安全対策を行うこと。

第4章 高圧ガスの貯蔵について

第1 高圧ガスの貯蔵

容積300 m³以上の高圧ガスを貯蔵する場合は、許可（第一種貯蔵所）と届出（第二種貯蔵所）が必要などときがある。

ただし、第一種製造者が法第5条第1項の許可を受けて貯蔵する場合、又は液石法第6条の販売事業者が供給設備又は貯蔵施設において液化石油ガスを貯蔵する場合を除くものである。

なお、許可（変更許可を含む。）を受けた貯蔵所は、工事完了後、完成検査を受ける必要がある。

区分	容積（貯蔵能力）※1、※2、※3	
	第一種ガス	その他のガス
第一種貯蔵所（許可）	3000 m ³ （30 t）以上	1000 m ³ （10 t）以上
第二種貯蔵所（届出）	300 m ³ （3 t）以上 3000 m ³ （30 t）未満	300 m ³ （3 t）以上 1000 m ³ （10 t）未満

※1 液化ガスの場合 10 kg = 1 m³

※2 第一種ガスとその他のガスを貯蔵するときの取扱い

$N = M + L \geq 1000 + 2/3 \cdot L$ 第一種貯蔵所

$N = M + L < 1000 + 2/3 \cdot L$ 第二種貯蔵所

N：当該貯蔵所における貯蔵能力の合計値 [m³]

M：その他のガスの貯蔵能力 [m³]

L：第一種ガスの貯蔵能力 [m³]

※3 容器又は容器以外の貯蔵設備が2以上ある場合で、次の一に該当するとき
は貯蔵能力を合算し1つの貯蔵所とする必要がある。

(1) 消火設備内の高圧ガス（不活性ガスに限る。）は、設備（容器）が配管
によって接続されているとき

(2) 消火設備内の高圧ガス以外は次のとおり

① 設備（容器）が配管によって接続されているとき。（低圧部での接続
を含む。）

② 設備（容器）が配管によって接続されていないときであって、

i 容器以外の貯蔵設備と容器又は容器以外の貯蔵設備との間が30
m以下であるとき

ii 容器と容器との間が2.5 m以下であるとき。又は、次のア、
イの場合もそれぞれに示す距離以下であるとき。

ア 容器と容器の間に障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮
られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放
されることを妨げない場所に設置されている場合

11.25 m

イ それぞれの容器置場の面積が8 m²以下の場合であって、容
器と容器の間に障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られ
ている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放さ
れることを妨げない場所に設置されている場合

6.36 m

第2 第一種貯蔵所の許可について

1 設置許可申請に係る必要書類

- (1) 第一種貯蔵所設置許可申請書
- (2) 貯蔵計画書
 - ア 貯蔵の目的
 - イ 貯蔵の方法（貯槽と容器の区別）
 - ウ 貯蔵能力
- (3) 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項
- (4) 移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の履歴及び保管状態の記録
- (5) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面（事業所付近状況図）
- (6) 登記事項証明書（個人申請の場合は住民票の写し）
- (7) 添付書類、資料等
 - ア 事業所全体平面図
 - イ 貯蔵設備等のフローシート又は配管図
 - ウ 貯蔵所配置図
 - エ 機器等一覧表
 - (ア) ガス設備一覧表又は機器リスト
 - (イ) 配管一覧表
 - (ウ) 一般弁一覧表
 - (エ) 重要弁一覧表
 - (オ) 安全弁・破壊板・逃し弁一覧表
 - (カ) 温度計一覧表
 - (キ) 圧力計一覧表
 - (ク) 耐震設計一覧表
 - オ 貯蔵能力の計算書
 - カ 貯蔵設備等の強度計算書
 - キ 耐震設計構造物に係る計算書
 - ク 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
 - ケ その他、貯蔵所に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 - (ア) 建屋等の図面（容器置場、防液堤、障壁等）
 - (イ) 安全装置等の仕様及び図面
 - (ウ) 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 変更許可申請に係る必要書類

- (1) 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書
- (2) 変更明細書
 - ア 変更の目的
 - イ 変更の内容
 - ウ 貯蔵能力
- (3) 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項
- (4) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面（事業所付近状況図）
- (5) 添付書類、資料等
「1 設置許可申請に係る必要書類」に示す書類、資料のうち変更しようとする部分を添付すること。

3 完成検査に係る必要書類

第一種貯蔵所の設置工事又は変更工事が完成したときは、完成検査を受け、法の

技術上の基準にしていると認められた後でなければ、貯蔵所を使用することができない。完成検査の申請にあたっては「第一種貯蔵所完成検査申請書」を作成し提出すること。

なお、完成検査において法で定める技術上の基準に適合していても、許可内容と異なる場合は完成検査不合格となる。その場合には、変更許可申請又は変更許可申請をしないときは再度完成検査の申請を行うこと。

また完成検査当日又は前日までには、次の書類を提出すること。

- (1) 特定設備検査合格証、特定設備基準適合証、認定試験者試験等成績書又は高圧ガス設備試験等成績証明書
- (2) 工事写真（基礎工事、障壁設置工事等）
- (3) 耐圧・気密試験結果報告書
- (4) 材料証明書
- (5) その他（許可申請内容を証明する書面等）

なお、完成検査の検査項目は以下のとおりとする。

- (1) 製造施設設置位置及び設備レイアウトの確認（保安距離の実測を含む。）
- (2) 高圧ガスフローシートにより機器との照合（機器番号の確認）
- (3) 機器と成績書との照合（機器番号の確認と性能の確認）
- (4) 設計圧力（又は常用圧力）以上による気密試験
- (5) 保安設備の作動試験（ガス漏えい検知警報設備、緊急遮断弁、散水・防火設備、除害設備等の作動テストを作動までの時間を測定しながら実施。）
- (6) その他、技術上の基準に係る項目についての確認

4 完成検査を要しない変更工事について

次の変更工事については、変更許可が必要であるが、完成検査を受ける必要はないものである。

- (1) 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分（耐震設計構造物に係る貯槽を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガスの通る部分の取替えを伴うものにあつては、認定品への取替えに限り、貯槽の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証等の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更が20%以内であるもの。

5 貯蔵所の軽微な変更工事の届出について

第一種貯蔵所の所有者又は占有者が貯蔵所の構造等を変更する場合、法第19条第1項の規定に基づき市長の許可が必要であるが、次の省令で定める軽微な変更工事の場合は、変更許可を受ける必要がなく、その工事の完了後に遅滞なく届け出ること。

- (1) 軽微な変更工事（別添資料 参照）

ア 貯蔵する高圧ガスが通る部分（貯槽を除く。）の取替え（認定品等への取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの。

イ 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）の通る部分の変更の工事

ウ 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分以外の高圧ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事

エ 貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去の工事（ただし、本工事に取り掛かる前にその旨、高圧ガス施設等工事届出書により届け出ること。（第二種貯蔵所も同様。））

(2) 提出書類

- ア 第一種貯蔵所軽微変更届書
- イ 変更明細書
- ウ 技術上の基準に関する事項
- エ 貯蔵所配置図
- オ フローシート及び配管図
- カ 認定試験者試験等成績書及び高圧ガス設備試験等成績証明書等の写し
- キ その他

第3 第二種貯蔵所設置届について

第二種貯蔵所を設置しようとする者は、あらかじめ届け出ること。変更の工事をするときも同様となる。

1 設置届に係る提出書類

次に掲げる書類を2部作成し提出すること。

(1) 第二種貯蔵所設置届書

(2) 貯蔵計画書

- ア 貯蔵の目的
- イ 貯蔵の方法
- ウ 貯蔵能力

(3) 法第18条第2項の技術上の基準に関する事項

(4) 移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の履歴及び保管状況の記録

(5) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面（事業所付近状況図）

(6) 添付書類、資料等

- ア 事業所全体平面図
- イ 貯蔵設備等のフローシート又は配管図
- ウ 貯蔵所配置図
- エ 機器等一覧表
 - (ア) ガス設備一覧表又は機器リスト
 - (イ) 配管一覧表
 - (ウ) 一般弁一覧表
 - (エ) 重要弁一覧表
 - (オ) 安全弁・破壊板・逃し弁一覧表
 - (カ) 温度計一覧表
 - (キ) 圧力計一覧表
 - (ク) 耐震設計一覧表
- オ 貯蔵能力の計算書
- カ 耐震設計構造物に係る計算書
- キ 貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- ク その他、貯蔵所に応じて、技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 - (ア) 建屋等の図面（容器置場、防液堤、障壁等）
 - (イ) 安全装置等の仕様及び図面
 - (ウ) 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 変更届に係る提出書類

(1) 第二種貯蔵所位置等変更届書

(2) 変更明細書

- ア 変更の目的
- イ 変更の内容
- ウ 貯蔵能力

(3) 技術上の基準に関する事項

(4) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面（事業所付近状況図）

(5) 添付書類、資料等

「1 設置届に係る必要書類」に示す書類、資料のうち変更しようとする部分を添付すること。

3 届出の必要のない変更の工事

「第2 5 (1) 軽微な変更工事」に該当する場合は、届け出を要しない。

第4 貯蔵する高圧ガスの種類の変更について

第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種または第二種貯蔵所に貯蔵する高圧ガスの種類を変更したときは、細則第27条の規定により、貯蔵する高圧ガスの種類変更届出書を市長に届け出ること。

ただし、次の場合はこの限りでない。

1 法第19条第1項の規定による第一種貯蔵所の位置等の変更を受けようとする場合において、その貯蔵する高圧ガスの種類を変更しようとするとき、その旨を変更許可の申請書に記載したとき。

2 法第19条第4項の規定による第二種貯蔵所の位置等の変更の届出を行おうとする場合において、その貯蔵する高圧ガスの種類を変更しようとするとき、その旨を変更の届書に記載したとき。

※ なお、ガスの種類によっては、構造及び設備の変更が必要になる場合もあるため、事前に予防課へ連絡し確認すること。

第5 貯蔵能力の変更について

第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所が、法第19条の規定による許可または届出を必要しない工事等により、高圧ガスの貯蔵能力を変更する場合は、細則第25条の規定により、高圧ガス施設等工事届出書を市長に届け出ること。

第6 高圧ガス貯蔵の廃止について

第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所の所有者又は占有者が、貯蔵所の用途を廃止したときは法第21条第4項及び第5項の規定により市長に届け出ること。

1 提出時期

廃止後遅滞なく行うこと。

※原則として、設備の撤去を行い、写真等を添付すること。

第5章 高圧ガスの輸入について

高圧ガスを輸入した者は、法第22条の規定により高圧ガスが陸揚げされた後、市長の輸入検査を受け、当該高圧ガスの性状及びその容器が輸入検査技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならないこと。

なお、同法ただし書による場合は、法で定める所定の手続きを行うこと。その際、指定輸入検査機関等が行う輸入検査を受検する場合は、事前に予防課まで連絡すること。

第1 輸入検査申請等について

1 輸入検査申請に係る必要書類

- (1) 輸入検査申請書
- (2) 輸入高圧ガス明細書
- (3) 充てん証明書
- (4) 分析証明書
- (5) 容器証明書、容器の成績書又は刻印の拓本（100ml以下の容器は不要）
- (6) 船荷証券（B/L）、AWB
- (7) インボイス（荷送り状）又はパッキングリスト
- (8) 内容点検確認書

第2 申請書類の記載方法

1 輸入検査申請書

- (1) 申請者
法人にあっては、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- (2) 名称（事業所の名称を含む。）
「〇〇〇〇株式会社△△工場」と工場（事業所）の名称まで記入すること。
- (3) 事務所（本社）所在地
本社所在地（登記所在地）を記入すること。
- (4) 高圧ガスの種類及び数量
各ガスの名称ごとに装数量とカッコ内に容器の本数を記入すること。
- (5) 陸揚地及び陸揚年月日
陸揚地住所を記載し、年月日については船舶等の入港日を記入すること。
- (6) 貯蔵又は保管場所
陸揚地内で許可又は届出をされている貯蔵所の住所を記入すること。

2 輸入高圧ガス明細書

- (1) 使用目的
販売、使用等を具体的に記入すること。
- (2) 高圧ガスの圧力
充てん圧力をMPaで換算、その時の温度（℃）を付して記入すること。
なお、圧縮ガスについては35℃のときの圧力を記入すること。
- (3) 高圧ガスの成分
有効数字小数点1桁まで記入すること。また、人為的に混入した場合には数量に係らず全て記載すること。
- (4) 高圧ガスの数量
 - ア 容器1本ごとの数量
液化ガスの場合は質量（kg）、圧縮ガスにあっては、0℃、0Paにおける容積（m³）を1本ごとに記入すること。
 - イ 容器の本数及び総数量
総数量が申請書と同数量とすること。

- (5) 充てん事業所
当該高圧ガスを充てんした事業所の名称、所在地を記入すること。
- (6) 容器の規格名
当該容器がいずれの国のいずれの法規に基づいて製造されたか記入すること。
- (7) 規格番号
具体的に記入すること。
- (8) 容器記号・番号
当該容器の番号を全て記入すること。なお、コンテナ容器の場合は運用番号を記入すること。
- (9) 容器製造所
当該容器を製造した事業所の名称及び所在地を記入すること。
- (10) 連絡先
申請者が法人の場合は部署、担当者、連絡先を記入すること。
- (11) 代行手続者
代行者がいる場合は、代行者の連絡先（所属名称、部署、電話番号及び氏名）を記入すること。

第3 添付書類等の記載要領

輸入検査申請書及び輸入高圧ガス明細書の記入事項を客観的に証明する為に、以下の書類を添付すること。

- 1 船荷証券（B/L）、AWB、インボイス（荷送り状）又はパッキングリスト
 - (1) 陸揚地が確認できること。
 - (2) 輸入届出者（購入者）が確認できること。
 - (3) 高圧ガス名、数量が確認できること。
- 2 充てん証明書
 - (1) 充てんガス名、数量、圧力、温度及び容器記号・番号（コンテナの場合はコンテナ番号）が記載されていること。
 - (2) 充てん事業所が明記され、充てんした事業所の責任者の印又はサインがあること。
 - (3) 充てん年月日が記載されていること。
- 3 分析証明書
 - (1) 主成分の純度が記載されていること。
 - (2) 小数点1桁以上（%）の不純物は全て記載されていること。
 - (3) 人為的に混入されたガスについては全て記載されていること。
 - (4) 明細書に記載してある容器に充てんされたガスについて記載されていること。
 - (5) 分析責任者の印又はサインがあること。
 - (6) 分析年月日が記載されていること。
- 4 容器証明書等
 - (1) 公的機関又はそれに準ずる機関が発行した容器証明書等（発行所の印、責任者のサインがあるもの）であること。ただし、使い捨て容器については、メーカー等が行う成績書をもって、これに代えることができる。
 - (2) 容器の規格が確認できるものであること。
 - (3) 当該容器の容器記号・番号が全て確認できるものであること。
 - (4) 容器の安全度試験について記載されていること。
 - (5) 容器証明書が制度上発行されない場合等で、充てんガス名、容器内容積、最

高圧容器の圧力、耐圧試験圧力及び耐圧試験年月日等必要事項が容器自身に刻印されているものについては、当該刻印の拓本をもって容器証明書に変えることができる。（日本で容器検査をした容器を輸出し、外国でガスを充てん後輸入する場合は、上記の項目が記載されている容器証明書）

5 その他の必要書類等

(1) 液化ガスを輸入する場合であって、当該ガスが充てんされている容器が低温容器及び超低温容器のときは、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重、それ以外の容器で500L以下の容器に充てんされているときは48℃における比重、500Lを超える容器のときは、55℃における比重が確認できる書類

(2) 輸入されるガスのMSDS等

(3) 容器の規格

第4 検査除外

法第22条第1項第2号、3号及び4号の規定により、次のものについては輸入検査が除外される。

1 高圧ガスタンカー等から導管による高圧ガスの輸入

2 緩衝装置（梯子用リフター、自動車用ショックアブソーバー、エアサスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス

3 自動車用エアバック発生器内の高圧ガス

4 自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内の不活性ガス

5 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充てんしたものに限る。）内における高圧ガス

6 航空機用の救命胴衣を膨らませるために使用する不活性ガス

7 エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶に充てんされているガス（以下「エアゾール製品等」という。）であって、本邦若しくは外国の検査機関、当該等エアゾール製品等の製造者又は当該エアゾール製品の輸入者が試験成績書を作成したエアゾールであって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が告示に定める適用除外要件に合致していることを確認したもの

第6章 高圧ガスの消費について

次の表の左欄に掲げる高圧ガス（特定高圧ガス）を消費する者（貯蔵能力が下表の数量以上である者又は他の事業所から導管により特定高圧ガスの供給を受ける者。以下「特定高圧ガス消費者」という。）は、事業所ごとに消費開始の20日前までに「特定高圧ガス消費届」を届け出るとともに、変更の工事をするときは、あらかじめ届け出なければならない。

高圧ガスの種類	届出対象数量（貯蔵能力）
モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシラン（特殊高圧ガス）	規定数量なし（0を超える数量）
圧縮水素、圧縮天然ガス	300 m ³ 以上
液化酸素、液化アンモニア	3 t 以上
液化石油ガス	3 t 以上（液石法の一般消費者を除き、一般消費者以外の業務用は10 t 以上）
液化塩素	1 t 以上

第1 特定高圧ガス消費届について

1 消費届に係る提出書類

次に掲げる書類を2部作成し提出すること。

- (1) 特定高圧ガス消費届書
- (2) 消費施設等明細書
 - ア 消費の目的
 - イ 消費の方法
 - ウ 消費するガスの種類及び貯蔵設備の貯蔵能力
- (3) 法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
- (4) 消費施設の位置及び付近の状況を示す図面
- (5) 添付書類、資料等
 - ア 事業所全体平面図
 - イ 消費施設の配置図（貯蔵設備、消費設備、配管ルート、排気設備および除害設備等の配置を示すこと。）
 - ウ 消費工程の概要を説明した書面及び図面
 - エ 消費施設に係るフローシート及び配管図
 - オ 機器等一覧表
 - (ア) ガス設備一覧表
 - (イ) 配管一覧表
 - (ウ) 一般弁一覧表
 - (エ) 重要弁一覧表
 - (オ) 安全弁、破裂板、逃し弁一覧表
 - (カ) 温度計一覧表
 - (キ) 圧力計一覧表
 - カ 貯蔵能力の計算書
 - キ 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算所に対応する事項（認定品等にあつては認定試験者試験等成績書等）の写し
 - ク 消費設備の基礎の構造を示した図面
 - ケ その他、消費事業所に応じて技術上の基準の確認に必要な書面及び図面

(ア) 安全装置等の仕様及び図面

(イ) 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 変更届に係る提出書類

次に掲げる書類を2部作成し提出すること。

(1) 特定高圧ガス消費施設等変更届書

(2) 変更明細書

ア 変更の目的

イ 変更の内容

ウ 消費するガスの種類及び貯蔵設備の貯蔵能力

(3) 技術上の基準に関する事項

(4) 消費施設の位置及び付近の状況を示す図面

(5) 添付書類、資料等

「1 消費届に係る提出書類」に示す書類、資料等で変更しようとする部分を添付すること。

3 届出の必要のない変更の工事

次の軽微な変更工事に該当する場合は、届け出を要さない。

(1) 貯蔵設備等（貯槽を除く。）の取替え（認定品等への取替えに限る。）の工事であって、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの。

(2) 消費設備（貯槽設備等を除く。）の変更の工事であって、消費設備の増設を伴わないもの。

(3) 消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事

(4) 消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事

第2 特定高圧ガス取扱主任者の選任

特定高圧ガス消費者は、消費に係る保安に関する業務の管理をする「特定高圧ガス取扱主任者」を選任して届け出ること。

1 提出書類

(1) 特定高圧ガス取扱主任者届書

(2) 経歴証明書（省令で定める経歴、学歴、資格等を有する証明書）

第3 定期自主検査及び保安教育について

1 定期自主検査

特定高圧ガス消費者は、1年に1回以上自主検査を行い、特定高圧ガス取扱主任者に実施について監督を行わせなければならない。また、検査記録に次の必要事項を記載して保存しなければならない。

(1) 検査をしたガス設備

(2) 設備ごとの検査の方法及び結果

(3) 検査年月日

(4) 検査の監督を行った特定高圧ガス取扱主任者の氏名

2 保安教育

特定高圧ガス消費者は、法では具体的な期間等について規定されていないが、その従業者に対して次のような適当な機会をとらえて保安教育を施さなければならない。

(1) 法規又は規定類が変更されたとき

(2) 新しい設備を動かすとき

(3) 設備を改造したとき

(4) 配属が変わって新しい職場に移ったとき

第4 特定高圧ガス消費の廃止について

特定高圧ガス消費者が、消費を廃止したときは法第24条の4第2項の規定により市長に届け出ること。

1 提出時期

廃止後遅滞なく行うこと。

※原則として、設備の撤去を行い、写真等を添付すること。

第7章 その他の手続きについて

第1 事業の承継について

1 第一種製造者

第一種製造者について相続、合併若しくは分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る。）により第一種製造者の地位を承継したものは、遅滞なくその旨を届け出ること。

なお、事業所の譲り渡しによる場合は、製造許可申請の対象となるので注意すること。

（1）承継届に係る必要書類

- ア 第一種製造事業承継届書
- イ 相続の事実を証する書類（相続）
- ウ 承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書（相続）
- エ 合併の事実を証する書類（合併）
- オ 分割の事実を証する書類（分割）
- カ 申請書の適格性を確認する書類等
- キ 登記事項証明書（個人の場合は住民票の写し）
- ク 法第7条の欠格事由に該当しないことを証明する書面

2 第二種製造者

第二種製造者が、その事業の全部の譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）により第二種製造者の地位を承継したものは、遅滞なくその旨を届け出ること。

（1）承継届に係る必要書類

- ア 第二種製造事業承継届書
- イ 事業の全部の譲り渡しがあったことを証する書類（事業の全部譲渡）
- ウ 相続の事実を証する書類（相続）
- エ 承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書（相続）
- オ 合併の事実を証する書類（合併）
- カ 分割の事実を証する書類（分割）

3 第一種貯蔵所

第一種貯蔵所の譲渡又は引渡しにより第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を届け出ること。

（1）承継届に係る必要書類

- ア 第一種貯蔵所承継届書
- イ 貯蔵所の譲渡又は引渡しがあったことを証する書類

4 特定高圧ガス消費者

特定高圧ガス消費者が、その事業の全部を譲り渡し、又は特定高圧ガス消費者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）により特定高圧ガス消費者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を届け出ること。

（1）承継届に係る必要書類

- ア 特定高圧ガス消費者承継届書
- イ 事業の全部の譲り渡しがあったことを証する書類（事業の全部譲渡）
- ウ 相続の事実を証する書類（相続）
- エ 承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書（相続）
- オ 合併の事実を証する書類（合併）
- カ 分割の事実を証する書類（分割）

第2 氏名等の変更について

1 氏名等変更届

第1の事業の承継に係る事項に該当しない次に掲げる事項が生じたときは、細則第26条の規程により「氏名等変更届」を提出すること。

- (1) 法人の名称を変更したとき
- (2) 法人の本社所在地を変更したとき
- (3) 法人の代表者を変更したとき
- (4) 事業所の名称を変更したとき
- (5) 事業所の住所表示が変更になったとき
- (6) 第2種貯蔵所を引き継いだとき

2 添付する書類

- (1) 登記事項証明書（上記（1）～（3）の場合）
- (2) 市役所等が発行する住所表示変更証明書（上記（5）の場合）
- (3) 貯蔵所の概要に関する書面（貯蔵所の目的、方法、貯蔵能力、貯蔵所の位置等を記載する。）（上記（6）の場合）

第3 委任状の取扱いについて

申請、届出若しくは報告等の手続きに関して工場長、事業所長、営業所長等に委任するときは、その旨を明記した委任状をあらかじめ提出すること。

委任状の提出後は工場長等が代理人となり、各種手続きを行うことができること。

《作成例》

年 月 日

安来市長 様

住 所

氏 名

委 任 状

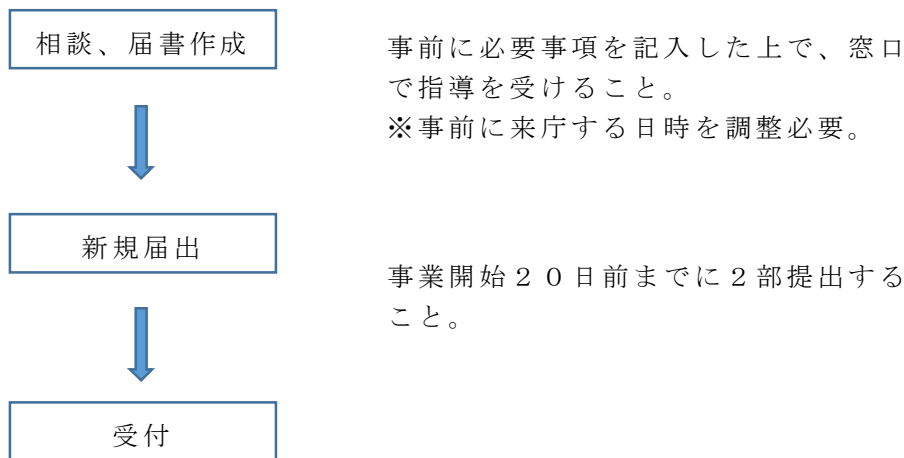
私は、〇〇〇〇株式会社〇〇工場の高圧ガス保安法に係る諸手続きの一切の権限を下記の者に委任します。

記

〇〇〇〇株式会社〇〇工場の職にある者 工場長 〇〇 〇〇

第8章 高圧ガス販売事業について

第1 高圧ガス販売事業の手続きの流れ（新規）



第2 販売事業の届出

高圧ガスの販売の事業を営もうとする者は、法第20条の4の規定により、市長に届け出ること。

- 1 新規、法人化（事業の全部譲渡の場合は除く。）、販売所の新設又は移設の場合
 - (1) 高圧ガス販売事業届書
 - (2) 販売計画書（別記様式6～8）
 - ※販売計画書に一般則（可燃・毒・酸素）（不活性・空気）、液石則、の附属明細書を添付すること。
 - (3) 販売の方法に係る技術上の基準に対応する事項
 - (4) 貯蔵に係る技術上の基準に対応する事項（容器置場関係）
 - (5) 登記簿・定款の写し（法人）又は住民票（個人）
 - (6) 高圧ガス販売主任者届書
 - (7) 免状の写し
 - (8) その他の添付書類
 - ア 販売所の案内図及び販売所の配置図
 - イ 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記する台帳
 - ウ 周知に使用する文章
 - エ 容器授受簿
- 2 届出不要の高圧ガスの販売

次に掲げる高圧ガスの販売は、届出不要となる。

 - (1) 第一種製造者が製造した高圧ガスをその製造事業所において販売する場合
 - (2) 次の高圧ガスを貯蔵数量が常時容積5m³未満の販売所において販売する場合
 - ア 医療用の高圧ガス（薬事法に規定する医薬品等。なお、在宅酸素療法用の液化酸素は製造者（使用者）の高圧ガス製造事業届が必要となる。）
 - イ 内容積300ml以下の容器内における高圧ガスであって、温度35℃において2.0MPa以下のもの
 - ウ 消火器内における高圧ガス
 - エ 内容積1.2l以下の容器内における液化フルオロカーボン

- オ 自動車又はその部品内における高圧ガス
- カ 通商産業大臣が定める衝撃装置内における高圧ガス

第3 その他の届出

1 販売事業の承継

販売業者が、その事業の全部を譲り渡し、又は販売業者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）により販売業者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を届け出ること。

（1）相続の場合

- ア 高圧ガス販売事業承継届書
- イ 高圧ガス販売事業相続同意証明書（承継者を除く）
- ウ 印鑑登録証明書（相続人全て）
- エ 戸籍謄本（被承継者と相続人全員の分が必要）

（2）合併又は分割の場合

- ア 高圧ガス販売事業承継届書
- イ 合併又は分割後の登記事項証明書

（3）事業の全部譲渡の場合

- ア 高圧ガス販売事業承継届書
- イ 高圧ガス販売事業者事業譲渡証明書
- ウ 譲渡に関する契約書等の写し
- エ 承継者及び被承継者の印鑑証明書（法人にあっては代表者印）

2 販売事業の廃止

販売業者が、販売所を廃止したときは法第21条第5項の規定により廃止後遅滞なく市長に届け出ること。

（1）高圧ガス販売事業廃止届書

3 販売主任者の選解任

販売業者は、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務の管理をする「販売主任者」を選任して届け出ること。なお、複数の販売所の販売主任者を兼務することは認められない。

（1）高圧ガス販売主任者届書

（2）製造保安責任者免状又は販売主任者免状の写し

※ 経歴証明書は不要

4 販売に係る高圧ガスの種類の変更

（1）販売に係る高圧ガスの種類変更届書

（2）販売計画書

（3）販売の方法に係る技術上の基準に対する事項

次の事項に該当する同一区分内のガスの種類の変更は届出不要

- ア 冷凍設備内の高圧ガス
- イ 液化石油ガス
- ウ 不活性ガス（アを除く）

5 代表者等の名称及び居住表示の変更等

（1）氏名等変更届書

（2）居住表示の変更は市町村の証明書

第4 高圧ガスの引渡先の保安状況を明記する台帳について

高圧ガスの引渡先の保安状況を明記する台帳には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、様式は任意のものとする。

1 一般則

- (1) 引渡先の名称及び所在地
- (2) 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましい。）
- (3) 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者にあつては、引渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の設置状況及びそれらの付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地
ア 直接消費者に販売する者（上記を除く。）にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等
イ 消費者に直接販売しない販売業者にあつては、販売先の販売業者の届出年月日

2 液石則

- (1) 引渡先の名称及び所在地
- (2) 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましい。）
- (3) 引渡した容器の種類及び数量
- (4) 消費者に直接販売する販売業者にあつては、引渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管図又は、配管の設置状況及び漏れ試験の結果並びに引渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由
- (5) 卸売業者にあつては、引渡先の届出年月日

3 冷凍則

- (1) 引渡先の名称及び所在地
- (2) 当該引渡先に対する販売上の保安責任者の氏名
- (3) 使用者に直接販売する販売業者にあつては、引渡先の高圧ガス保安法令の規制に関する教示の有無
それ以外の販売業者にあつては、引渡先の法第20条の4の届出の有無の確認

第5 周知について

1 周知の義務

販売業者等は、販売契約を締結したとき及び法第20条の5第1項の規定による周知をしてから1年以上経過して高圧ガスを引渡したときごとに、高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項を記載した書面を、その販売する高圧ガスを購入して消費する者に配布し、周知させなければならないこと。

ただし、第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者及び車両用の燃料としての液化石油ガスの消費をする者に当該高圧ガスを販売する場合を除く。

2 周知させるべき高圧ガスの指定

周知させるべき高圧ガスは、次の各号に掲げるものであること。

- (1) 溶接又は熱切断用の液化石油ガス、アセチレン、天然ガス又は酸素
- (2) 燃料用の液化石油ガス
- (3) 在宅酸素療法用の液化酸素
- (4) スクーバダイビング等呼吸用の空気
- (5) スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の98%以上で、かつ、酸素の容量が全容量の21%以上の

もの（（４）を除く。）

3 高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項

高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項は、次の各号のとおりとすること。

- (1) 使用する消費設備のその販売する高圧ガス（以下この項において「高圧ガス」という。）に対する適応性に関する基本的な事項
- (2) 消費設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項
- (3) 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
- (4) 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項
- (5) ガス漏れを感知した場合、その他高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に消費者がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項

第9章 高圧ガスの事故について

第1 高圧ガスに係る事故等

1 法が適用となる高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い、消費及び廃棄並びに容器の取扱い（以下「製造等」という。）中に発生したもの及び発生するおそれがあるもので、次に掲げるものをいう。

ただし、法令違反があり、その結果として災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱うものとする。

(1) 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。以下同じ。）

(2) 火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。）

(3) 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたもの（安全弁が作動した場合を含む。）をいう。）

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

ア 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合

イ 完成検査、保安検査若しくは定期自主点検における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

(4) 破裂・破損等（高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。）

(5) 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。）

(6) 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。

(7) その他

2 移動式製造設備であってLP法第37条の4の充てん設備として許可を受けているもの（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）において事故が発生した場合にあっては、高圧法の事故に該当しない。

第2 高圧ガス事故届

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者、特定高圧ガス消費者、その他高圧ガス又は容器を取り扱う者が、その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したときは、法第63条の規定により市長に届け出ること。

1 提出書類

(1) 事故届書

(2) 事故状況報告書

2 提出時期

事故通報後遅滞なく行うこと。

※高圧ガスによる事故発生時は、公共の安全を確保するため、直ちに応急の措置をとり、事故の拡大防止に努めるとともに、予防課へ電話による通報を行うこと。

第3 事故状況報告書の作成要領

1 事故発生日時

時刻は24時間表示とし、「〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分頃」と記載すること。

2 事故発生場所

場所に加えて、「〇〇製造施設又は〇〇事務所」等施設名、さらには許可・届出施設である場合には規制対象（第一種製造者、第一種貯蔵所、販売業者等）を記載すること。

移動中の事故にあつては、「〇〇地内〇〇道〇〇線〇〇前」と記載すること。

3 事故発生区分

災害現象（爆発、火災、噴出・漏えい、破裂・破壊等、喪失・盗難、その他）を記載すること。

4 事故の概要

事故発生前の状況、発生までの経緯、事故の状況等をできるだけ詳しく記載すること。

5 設備等の概要

事故があった設備等の概要について、ガスの名称、ガスの状態等をできるだけ詳しく記載すること。

6 被害の状況

人的被害の状況は、負傷の程度（重傷者、軽傷者別）別に氏名、年齢、住所、会社名等を記載すること。

物的被害の状況は、物的被害の箇所、被害の状況及び直接被害額等を記入すること。

7 事故の発生原因

直接的、間接的発生原因、被害拡大原因等をできるだけ詳細に記載すること。

なお、この届けは事故急報後、できるだけ速やかな提出を求めているため、提出時点で不明な点があれば、とりあえず、推定される原因を記入し、後に確定報の提出すること。

推定の場合は、原因推定の理由、原因推定上参考になるべき事実を詳細に列挙すること。

8 事故に対してとった措置

応急措置状況、119番通報状況（時間、通報者）、関係者以外に対する避難命令、応援要請状況等について記載すること。

9 今後の対策

今後の事故再発防止対策について記載すること。

事故原因が不明の場合は、「事故原因究明後に決定の予定」等と記載し、確定報で報告すること。

10 その他参考になる事項

別添資料

高圧ガス保安法に基づく軽微な変更工事等の取扱いについて

高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（内規）（H30.3.30 20180323 保局第13号）の他、下記のとおり取り扱うものとする。

第1 軽微な変更の工事

1 安全装置の取替え

(1) 安全弁（認定品、高圧ガス設備試験受検品）

所要吹き出し量を満たす吹き出し能力を有し、かつ、吹き出し設定圧力が同じものであること。

(2) 緊急遮断弁（認定品、高圧ガス設備試験受検品）

同等品の取替えであるもの。

(3) 逆止弁（認定品、高圧ガス設備試験受検品）

2 配管の取替え

(1) 可とう管（金属フレキ、ゴムホース等）関係

ア 受入用ローリーホース、ローリー側充てんホース（フレキシブルホースを含む。）

イ 容器充てん用ゴムホース、容器充てん用鋼管等硬質管（マニュアルコネクター）

(2) その他の取替え

ア 配管のみの取替えの際に、配管の配置（ルート）の変更がなく、溶接等の現場施工を伴わないもの。

※1 溶接等の現場加工を伴う場合は、管類に係る認定試験者が行う認定工事によるものに限る。

※2 配管本体とフランジ等の接合を溶接等の加工後に現地搬入したのも上記※1のとおりとする。

設計圧力について適切な肉厚を有するものであるとともに、ガスに対して適切な材質であること。

イ 高圧ガス設備の取替えの際に、既設備（既設配管等）との間に配管の溶接等の現場施工が伴う場合には、管類に係る認定試験者が行う認定工事によるもの限り、軽微変更工事に該当する。

ウ 設置位置の変更が伴う高圧ガス設備の取替えは変更許可工事となるが、当該取替え工事に伴い必要が生じた配管類（附属するバルブ類を含む。）のルート変更（配置変更、迂回等）は軽微変更工事の対象となる。（フローシートの変更は除く。また、溶接等が生じる場合は認定工事に限る。）

※1 設置位置の変更が伴う変更許可工事が完成検査不要となる場合には、当該変更許可に含めることができる。

※2 上記のルート変更工事が、耐震基準が適用される場合には、完成検査不要とはならないため、軽微変更工事を含むことはできない。

3 弁類の取替え

(1) 認定品等の取替え

(2) 在庫予備品の変更の工事

認定品で新品のときから当該事業所において管理されているもので、年1回の保安検査時等に定期的に交換するような場合、認定試験者が行う再検査

(保安検査) 合格後12月以内のもの。

(3) 同等以上のものへの取替え(認定品がないものに限る。)

自動(半自動)充てんバルブ(ノズル)等そもそも認定品等がないものについては、製造メーカーによる認定試験者と同等の試験により、性能(耐圧、気密、肉厚、材質等)を確認できること。

※ 以下の場合には軽微変更工事の対象外とする。

ア 短管付きの弁類で、既設設備との接合時に溶接等の現場施工が伴う場合
イ 口径の異なる弁類の交換等の際、取付継手等を用い既設設備との接合時に溶接等の現場施工が伴う場合

4 機器類の取替え

現場加工を伴うものを除く。また処理設備にあっては処理能力の変更を伴わないものであること。

(1) 圧縮機、ポンプ(認定品等)

処理能力の変更を伴わないものであることから、主に同一形式のものが該当する。

(2) 差圧計を除く液面計(認定品等)

(3) 計装類(圧力計、差圧計、温度計等)の取替え(伝送方式が空気式から電気式に変更になる場合等、方式が異なる場合。同一方式の場合は届出不要。)

(4) 特定設備に係る部品のうち、多管円筒形熱交換器の伝熱管(チューブ)の取替え、プラグ打ち

(5) 加圧蒸発器(特定設備を除く。)の取替え

(6) ストレーナー、流量計等(認定品等)の取替え

※ 特定設備の取替え((3)を除き部品の取替えも含む。)は、軽微変更工事の対象外(変更許可工事)となる。なお、取替えに際し溶接等の現場施工が伴わないもの(フランジ等からの取替え)は、完成検査不要となる。(現場加工を伴わない撤去は軽微変更工事となる。)

5 機器類の修繕(補修)

(1) 貯槽の開放検査において発見された欠陥を溶接補修する場合

(2) 定期自主検査等において発見された配管類の欠陥を溶接(ろう付け含む)補修する場合

あくまでも修繕(補修)であり、配管類を交換する場合に溶接を伴う場合は、上記2(2)による。

※ (1)(2)とも、漏えいがない場合であり、現に漏えいした場合に行う補修は変更許可工事の対象となる。

6 その他

(1) 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事

独立した製造(貯蔵)設備とは、他の製造(貯蔵)設備と高圧ガス部で接続されていないもの(製造(貯蔵)の機能を成し得る一単位ごと)で、移動式製造設備、CE等がある。

なお、当該工事を行う前に予防課まで報告すること。

(2) 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造設備の撤去の工事

既存フランジ部等からの撤去のものに限る(ポンプ、圧縮機、蒸発器、貯槽等を既設フランジ等から撤去する場合等)。したがって、新たにフランジ等を設ける等、配管の切断、溶接を伴うものは含まない。

また、緊急遮断弁、ガス漏えい検知警報設備、計装類等の作動伝達に係る伝達システムを他の製造施設と共有しているものも含まない。

なお、当該工事を行う前に予防課まで報告すること。

- (3) 高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置としての、タンクローリー等による仮設供給をする場合の当該タンクローリーの設置の工事(ローリー仮設に伴う配管の変更等事業所側設備の変更工事が含まれないものに限る。)
- なお、当該工事を行う前に予防課まで報告すること。
- (4) 他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない処理能力100m³/日(不活性ガスについては300m³/日)未満の製造施設(製造施設の追加に係る完成検査不要変更工事によるもの、又は既存設備で処理能力100m³/日(不活性ガスについては300m³/日)未満のもの)の変更工事は、軽微変更工事に該当する。
- なお、当該変更工事により当該製造施設の処理能力が100m³/日(不活性ガスについては300m³/日)以上となる場合は、変更許可工事(完成検査も必要)に該当する。
- (5) 容器置場の面積の変更(貯蔵能力の変更を伴うものを除く。)の工事(事業所内で第2種置場距離が確保できること。)
- ア 充てん所等の製造に係る既存の容器置場を拡張する場合等で貯蔵能力の変更を伴わない場合は軽微変更工事となるが、単独で新たに設置する場合(既存の容器置場と通路を挟んで独立して設置する場合)等、貯蔵能力の変更が伴う場合は、変更許可工事(完成検査有)となる。
- イ ローリーを増車して、停車位置を増設する場合も変更許可工事(完成検査有)となる。
- ウ 単に、容器置場、ローリー停車位置の位置を変更する場合は軽微変更工事となる。(事業所内で第2種置場距離が確保できること。)
- (6) ガス設備(高圧ガス及びその原料となる低圧のガスが通る部分)以外の製造施設に係る設備の変更で、例として次のものがある。
- ア ガス漏れ検知警報設備の取替え(方式の変更を含む)、位置の変更又は増設
- イ 散水(水噴霧)設備の取替え又は増設
- ウ 緊急遮断弁の駆動用ラインのルート変更、駆動方式の変更、操作位置の変更
- ※ルート変更を伴わない駆動用配管等の取替えは届出不要
- エ 除害設備の除害ラインのルート変更、除害方式の変更
- ※ルート変更を伴わない除害配管等の取替えは届出不要
- オ 敷地境界線の位置の変更(事業所内で第2種保安距離が確保できること。)
- カ 事務所(事務室)等の移転に伴い、ガス漏れ検知警報設備の警報盤、緊急遮断弁の操作スイッチ等の位置の変更
- (7) 事業所の屋根に太陽光発電設備の設置する場合は、次の設置基準を満たしていることが確認できる資料に基づき、あらかじめ予防課に事前相談を実施した上で設置すること。
- ア パワーコンディショナー等の機械的な接点がある機器及び太陽光パネルは、製造設備(可燃性ガスの通る部分に限る。以下同じ。)及び放出管から8m以上離すこと。また、太陽光パネル等の配線は保護管等で保護し、配線接続部は絶縁されていること。
- イ 太陽光パネルと製造設備又は容器置場との間には、屋根により有効に遮る措置を講じること。また、製造設備との距離が8m以内となる部分及び容器との距離が2m以内となる部分には、太陽光パネルを設置しないこと。
- ウ 太陽光パネル、架台及び屋根の重量の合計が1m²当たり12~13kg以下とし、かつ、太陽光パネルを設けない部分の面積を、屋根面積の25%

以上確保すること。

第2 許可及び届出不要な工事

- 1 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分の設備を構成する部品のうち耐圧性能又は気密性能に直接影響のない部分又は日本産業規格等の規格品であり、その性能が保証されているもの。（ボルト、ナット、ポンプのローター、圧縮機のピストン、ピストンリング、反応器の攪拌機のプロペラ、蒸留塔のトレイ、熱交換器の邪魔板等）
 - （1）攪拌機のプロペラの枚数が増えた場合、耐圧、気密性能に影響がなければ届出不要。
 - （2）圧縮機、ポンプ等の構成部品の交換に際し、現場加工が伴わず、当該構成部品が認定品等である場合は、軽微変更工事となる。
- 2 独立した製造設備、貯蔵設備、容器置場の撤去の工事（ただし、本工事に取り掛かる前にその旨、高圧ガス施設等工事届出書により届け出ること。（第二種製造者も同様。））
- 3 消耗品（パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、蓄電池、散水・噴霧ノズル、除外剤、防毒マスク・防護具等）の取替え
- 4 計装類（圧力計、差圧計、温度計等）の取替え（同一方式の取替えに限る。）
- 5 圧縮機モーターのプーリーの口径の変更
- 6 移動式製造設備（ローリー）のシャーシ（台車）の取替え
- 7 警戒票、標識類の取替え又は増設
- 8 消火器の取替え又は増設
- 9 容器置場の屋根の取替え（置場面積の変更を伴わないものに限る。）
- 10 塗装工事
- 11 敷地境界線（柵、塀等の工作物）の取替え
- 12 換気口又は換気装置の取替え又は増設
- 13 照明設備の取替え又は設置
- 14 静電接地設備又は静電気除去装置の取替え
- 15 通報設備（ハンドマイク、ページング）の取替え
- 16 可とう管（金属フレキ、ゴムホース等）のうち、末端に位置し、従前と同じ長さで、同一型式あるいは同等のものへの取替え（溶接等の現場加工（管類に係る認定試験者によるものを除く。）を伴わないものに限る。）